

令和3年12月8日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	20番	川口	誠二
8番	高橋	信広	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
11番	萩尾	洋			

2. 欠席議員

14番 寺尾 高良

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	高山	康博
参事補佐	樋口	安澄
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	橋 本 妙 子
建設経済部長	山 口 英 二
教 育 部 長	原 信 也
総 務 課 長	秋 山 勲
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	馬 場 浩 義
定住対策課長	高 巢 雅 彦
観光振興課長	荒 川 真 美
商工振興課長	山 口 幸 彦
環 境 課 長	石 橋 信 輝
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	古 家 浩
福 祉 課 長	栗 山 哲 也
子育て支援課長	平 島 英 敏
介護長寿課長	平 武 文
農業振興課長	松 藤 洋 治
林業振興課長	若 杉 信 嘉
学校教育課長	郷 田 純 一
農業委員会事務局長	(松 藤 洋 治)

議事日程第4号

令和3年12月8日(水) 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高山正信議員
- 2 高橋信広議員
- 3 田中栄一議員
- 4 牛島孝之議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長(角田恵一君)

皆様おはようございます。一般質問3日目でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

14番寺尾高良議員より欠席届を受理しております。

お知らせいたします。高橋信広議員、牛島孝之議員要求の資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長(角田恵一君)

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。2番高山正信議員の質問を許します。

○2番(高山正信君)

皆さんおはようございます。2番高山正信でございます。本日3日目、最初の質問になりますが、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、大きく3点質問いたします。

まず1点目がまち・ひと・しごと創生総合戦略について、2点目が人・農地プランについて、3点目が空き家・空き地対策についてでございます。

詳細につきましては質問席にて質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の本会議、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

最初に、今後5年間の具体的な取組についての御質問でございます。

第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、第1期総合戦略の成果と課題を踏まえ、策定したところでございます。

第2期総合戦略では、仕事づくり、人の流れ、子育て、まちづくりの4つの基本目標のほかに横断的な目標として、多様な人材が活躍できる環境づくりと地域における未来技術の活用という新たな目標を位置づけております。

今後、時代の変化を捉えながら、第2期総合戦略に掲げる人口減少克服及び関係人口創出等に係る具体的な施策を重点的に推進してまいります。

次に、農林業の今後の具体的な取組についてでございます。

農業における今後の具体的な取組につきましては、地域特性を生かした産業の振興を施策の基本的方向として農業生産基盤の整備、八女ブランド化の推進による付加価値商品の販売を具体的な施策目標としております。

主な取組としましては、多様な担い手の育成、確保に向けて、認定農業者、新規就農者、農地所有適格法人、女性農業者及び集落営農組織等への様々な支援策を講じながら、農業、農村の持続的な発展を目指しております。

また、八女ブランド化の推進を図るため、八女茶などの主要農産物を中心に付加価値を高めるための取組を支援し、農業生産の維持、発展を目指しております。

林業につきましては、森林経営管理制度を活用し、森林の経営、管理ができる施業地を確保していくためのシステムを構築し、一人親方や自伐型林業者の育成と経営基盤の強化につなげてまいります。

また、新規林業従事者を含め、担い手の技術、技能等の習得を支援していくことで林業労働力を確保し、地域の特性に応じた森林の保全整備の取組を進めてまいります。

次に、人・農地プランについてでございます。

まず、農地未登記、不在地主の状況についてのお尋ねでございます。

農地未登記の主な要因につきましては、農地所有者の死亡により相続登記がなされていないままの農地が大半であると思われま。具体的に筆の特定や面積の把握はできておりませ

んが、農地所有者が死亡した場合の手續において、御遺族の方に相続手續を速やかにしていただくようお願いしているところでございます。

不在地主につきましては、県外に住所を有する農地所有者を対象と考えますと約600人、面積にいたしますと約144ヘクタールが不在地主所有の農地となります。不在地主発生 の主な原因につきましては、農地所有者の死亡に伴う相続により、既に転出して いた子等の相続人に所有権が移るためであると思われ ます。

農地未登記、不在地主いずれにしましても、所有者がはっきりしない農地は利用集積の壁となり、農地の荒廃化の原因となる可能性がある と認識していますので、引き続き関係法令に基づき対応してまいります。

人・農地プランの進捗状況についてでございます。

人・農地プランの進捗状況につきましては、農地利用に関するアンケート調査の実施、アンケート情報を基に地図化による現況把握、地区ごとの意見集約等を実施し、将来における農地利用方針に沿った人・農地プランの作成が令和3年3月に完了したところであります。実質化された人・農地プランについては、現在、市のホームページで公表しております。

今後、人・農地プランのさらなる充実を図るため、地域と関係機関との連携を図りながら、中心となる農業経営体の育成や農地集積等への支援に努めてまいります。

次に、農地集積協力金交付についてでございます。

農地集積協力金交付につきましては、実質化された人・農地プランの地域において、農地中間管理機構を通じて担い手への農地集積、集約化に取り組む地域を支援するものです。これまで八女市におきましては、平成30年度より農地中間管理事業により7地域、155ヘクタールの集積を図り、約29,000千円の農地集積協力金を交付しております。

今後も農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地の集積、集約化の取組を継続してまいります。

次に、空き家・空き地対策についてでございます。

空き家・空き地の現状についてでございます。

近年、我が国では、地域における人口減少や、既存住宅や建築物の老朽化等に伴い、全国的に空き家等の数が年々増加しており、本市においても課題となっております。

空き地の現状については具体的な把握はできませんが、空き家については、空き家対策の基礎資料収集のため平成28年度に実施した調査で1,529件確認しているところであります。これらの空き家の中には、適切な管理がなされないまま長期間放置された結果、防災、安全、環境、景観等の面から地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあります。このため、令和元年度から危険な空き家等の除却工事を行う者に対して補助金を交付して除却を促進し、周辺住環境等の改善に努めているところでございます。

あわせまして、空き家の有効利用を通して地域住民と都市住民との交流及び定住、二地域居住の促進による地域の活性化を図ることを目的に空き家バンク制度を運用しております。

最後に、空き家バンク登録状況についてでございます。

八女市空き家バンク制度では、平成23年度から本年11月末現在までに153件の物件登録を行い、そのうち79件が賃貸、売買の成約に至っております。現在、市ホームページにおいて26件の登録物件の情報を公開しており、定住や二地域居住などで空き家の利用を希望する人に対し、情報提供を行っております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○2番（高山正信君）

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてですが、先日も同僚議員より言われていましたが、令和2年国勢調査の結果が公表されたのですが、八女市は減少率マイナス5.9%と、近隣自治体ではみやま市に次ぐ減少率であります。また、市報の1日号に毎月入ってくる八女市の人口増減を見ても、自然増減はどうしても出生数とお亡くなりになる方の数が全国的に拡大している状況ですが、社会増をどうやって増やすか、つまり、転入人口が転出人口より多くなる施策に取り組むことがこのまち・ひと・しごと創生総合戦略であり、第1期の総合戦略の検証をしっかり行い、既に出されている第2期の修正も含めて進めていくことが重要であると思っております。

そこで、今年の6月定例会で総合戦略を質問した際に令和2年度までの5年間の総括をされるとのことでしたが、そこでお伺いしたいのですが、外部有識者による話し合いはいつ行われたのか、また、メンバーにはどういった方がおられるのかをお伺いします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

第2期総合戦略を策定しました令和2年度におきましては、7月17日、それから31日、この2回にわたって八女市まち・ひと・しごと創生有識者懇談会を開催したところでございます。また、今年度につきましては7月26日と8月4日、この2回に同懇談会を開催したところでございます。

この懇談会に出席していただいております委員の構成につきましては、八女市議会、八女商工会議所、八女市商工会、福岡八女農業協同組合、八女公共職業安定所、それから、大学、高校、金融機関、子育て団体、住民代表、こういった各分野での学識、それから、経験を有しておられる16名の委員の方に御出席をいただいて、御議論いただいているところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

その有識者の検証以外にも、毎年それぞれの課で検証して、課ごとに第1期の総括をされて、第2期の総合戦略に反映されていると思うんですが、先ほどの有識者の話合いでは、第1期総合戦略の総括により八女市の課題に対してどのように取り組むのか提言をする会議だと認識してよろしいでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

有識者懇談会の開催の目的としましては、本市が総合戦略に掲げます各事業の進捗管理を行うに当たりまして、実施した事業等の効果検証について外部有識者による御意見をいただきながら推進していく、こういったことが大きな目的となっております。

したがいまして、各分野の有識者の方々から事業を実施していく上でその課題や助言をいただく場、こういった形で位置づけをしているところでございます。

○2番（高山正信君）

そしたら、その有識者の意見、提言に対してどのように対応し、反映されているのか、また、今回の有識者会議の意見によって修正された内容があるのか、お伺いいたします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

第2期総合戦略を策定しました令和2年度の有識者懇談会の委員からの意見としては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、移住・定住の価値観、それから、働き方が大きく変化している。このため、今後は移住・定住に関連したテレワークの推進、それから、関係人口の創出といったものために情報発信の促進が必要になるのではないかと、そういった御意見をいただいたところでございます。

そのため、第2期の総合戦略では新たな視点として、地域における未来技術の活用の促進、それから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応を検討しまして、地域課題の解決及び地域の魅力向上を図っていく施策を位置づけさせていただいたところでございます。

○2番（高山正信君）

八女市では今、結婚、出産から子育てへなどの支援は他の自治体に比べてしっかりしていただいているとは思っているのですが、各事業を見てみますと、それぞれの課任せになっている印象があります。

そこで、お伺いしますが、課ごとの検証は行われていると思うのですが、全庁的な連携、また、事業化などの話合いを行う委員会などは庁内に設置されているのか、お伺いします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

各事業ごとの検証につきましては、各課からの実施状況等の報告を受けまして、取りまと

めを行います。そして、先ほどありました有識者懇談会での意見を踏まえまして、この意見をまた各課にフィードバックしていく、こういった形を取っております。

御質問にありましたとおり、全庁的な連携、それから課題、こういったものに対応する、協議する委員会組織というのは現時点では持ち合わせておりませんが、全庁的な連携という観点では、必要に応じて関係課との意見交換、それとヒアリング、そして、新たな課題に対してはプロジェクトといったものを設置しまして、関係課が集まって、その都度その課題に対して協議を行い、意見を交わし合いながら、この課題についてどう取り組んでいくか等の検証、それから、協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

私は、それぞれの課で検証を行うだけではなく、やっぱりそういった委員会などを設置しないと人口減少克服や地域創生の推進にはつながらないと思うのですが、庁内にしっかりとした委員会などを設置して横断的な検証を行うことが必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

今回の第2期の総合戦略を策定するに当たりましては、第5次の総合計画と同時に策定したこともありまして、庁内の本部会議によって検討を進めてきました。必要に応じては、この推進本部会議を開催して取り組んでいくことかなと感じておるところです。

ただ、今後、単年度ごとに検証を行うに当たりましては、議員御指摘のように全庁的な連携という観点から、本市の総合戦略の検証、推進をどういった体制で取り組めばいいかということの研究していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

ぜひともこのような委員会を設置して、全庁挙げて横断的な検証、取組をしていただき、例えば、農業分野の課題ですけど、こちらの別の課と協力すればもっとよくなるんじゃないかとか、そのようなことがあると思いますので、できれば早く委員会を設置していただくことを要望して、次に移らせていただきます。

農林業の今後の具体的な取組についてですが、これは農業、林業それぞれお伺いしたいんですけど、基幹産業である農林業において、第1期から第2期に移行しましたが、新たに取り組まれる事業、強化される事業にはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

まず、農業分野につきまして御説明さしあげます。

地域の農業振興を図る上で重要でありますもの、第1期、第2期とも重点的に強化しておりますのが、新規就農を含めます担い手の育成、また、ハウス施設、高性能・省略化機械です、防除機でありましたり、収穫機でありますとか、そういった機械の導入であります生産条件の整備、この2点を重点的に進めておるところでございます。

以上となります。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

林業につきまして、新たに取り組む事業、強化される事業ということでございますが、今後、より一層の木材の生産性の向上、それから、林業におきます経営基盤の安定化というものを目指すことで、森林整備等の促進に欠かせない林業労働力の強化という取組をさらに進めていく必要があると考えております。

このことから、これまで進めてきました森林整備への支援とか、あと荒廃森林整備、それから、担い手対策等の支援策等も継続的に進めていくことはもとより、現在、新たに森林経営管理法に基づく制度事業を実施していくための計画準備を進めているところでございます。この制度を活用しまして、市が集約して預かっていく森林の中で施業管理を行っていただけるような森林につきまして、所有森林が小規模な林業従事者とか、あと自伐型林業者等々にも経営管理が任されるような事業のシステムを今後構築していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

それでは、このコロナ禍で、農協では一部影響があった農作物もあったと伺っております。また、林業においてはウッドショックの影響もあったと思いますが、今の農林業の経済的情勢はどのように分析してあるのか、お伺いたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

まず、農業分野についてお答えいたします。

コロナ禍により冠婚葬祭の自粛、また、縮小などにより、昨年に引き続き電照菊の単価のほう若干低迷しているところでございます。また、観光事業、外食産業のそういった冷え込みにより、米の値段が今年は1俵60キロ当たり1千円ほど価格が安くなっているところでございます。

以上でございます。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

経済情勢ということですが、林業につきましては、先ほどありましたようにウッドショックの影響もございまして、今年4月以降、杉、ヒノキの木材の平均単価というものが近年の

推移に比べまして大きく上昇している状況でございます。

また、八女市内におきます森林の現状が伐採期を迎えている森林が大変多くなってきていることもありまして、現在、木材の生産等も増加して、これに伴います請負等の増加や、また、林業従事者の森林作業等、これも年間を通して非常に多くなってきている状況にあると思っております。

八女木材共販所におきます6月1日から12月1日現在までの木材の生産状況から見ますと、令和2年度の比較におきまして、令和3年度では材価の値上がり等も要因となりまして、木材の出荷材積が約5,600立米の増加、対前年比でいきますと119%の増と、また、木材共販の総取引額につきましても約2億円の増ということになっております。対前年比率でいきますと、171%の増ということで伸びている状況でございます。前年度までの価格、それから生産量から見ますと、今年の林業につきまして経済的な状況は、現時点においては上向きになっているのかなと思っております。

しかしながら、今の木材価格の高騰は、特にコロナ禍によります一時的なものという見解もありますので、今後の動向等も十分注視して見ていく必要があると思っております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

それで、八女市の農業、林業で生計を立てることはできるのか、お伺いたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

まず、農業分野についてお答えいたします。

八女地域の主要農産物、こちらのほうの状況を見ますと、現在、生産者の大変な努力により、味も品質も高く評価されております。それに伴いまして、農家の所得、収入に関しても大変安定しているものと判断しております。

一方、お茶については、現在、リーフ茶の需要減少など家庭での急須離れとか、そういった原因により消費が一部伸び悩んでおりますので、こちらにつきましては、JAとか関係団体と連携して販売促進、消費拡大に向けた取組を進めているところでございます。

以上となります。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

林業につきましては、林業就業の形態ですね、これが自家所有の山林で森林整備に伴います木材の生産等によりまして収入を得ている方、それから、山林作業の請負等で収入を得ている方、また、農業とかその他の産業等と兼業により収入を得て生計を立てている方など、専業、もしくは兼業により様々な形で生計を立ててあるのが現状でございます。それぞれの就業形態の中でそれぞれの経営手法による収益を上げていくことによりまして、林業で生計

が立っていくものと考えております。

ただ、中でも專業の場合、これは木材の生産等ができる多くの自家所有の山林を保有していること、または個人で年間を通して継続的に山林作業の請負等を受託していくことができる状況にあることで、林業における專業の場合はそういう形で生計が成り立っていくのかなと思っております。

いずれにしても、專業、兼業におきます林業者におきましては、森林整備が盛んになることで、これに伴う木材の生産とか、あと就労の増加等につながりまして経営が安定していくと思っておりますので、これからも市が取り組んでおりますそれぞれの支援策の強化、継続、そして、国、県の制度を活用しながら新たな施策等をさらに検討していきまして、生計が成り立つような形で支援等の施策をやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

今、課長答弁にもあったように、経営手法だったり従事者の努力によっては、十分に生計を立てることができるかと認識します。

ただ、お茶については、なお一層の支援をお願い申し上げまして、次の項に移りたいと思います。

人・農地プランについてですけど、八女市においても少子高齢化、人口減少に伴い、今後ますます未登記の農地、不在地主の農地が増えてくるものと考えられます。このことは人・農地プランを進める上で大きな問題であり、課題ではないかと思っております。

そこで、お伺いしたいんですが、市長答弁にもありましたが、所有者がはっきりしない農地は利用集積の壁になると考えられますが、農地未登記や不在地主の農地が含まれる場合にはどのような対策が取られているのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

農地の未登記、つまり、相続が完了していない場合には、複数の相続人で共有者という位置づけになります。

その共有者の半数が判明している場合につきましては、農業経営基盤強化促進法の利用権設定という貸借を行う設定があるんですけど、そちらのほうで通常の市町村を經由した対策によって手続を進めることができます。結果、利用集積につながるものと思っております。

また、共有者の半数が判明していない場合においても、市町村経由プラス農業委員会や農地中間管理機構を活用することによって、同じように利用権設定の貸借を結べるようなことが対応としてできておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上となります。

○2番（高山正信君）

最初に申し上げたとおり、今後、未相続の農地が増えてくると思います。関係法令に準じ、農家に寄り添った支援により農地の利用集積が進みますようお願いいたします。

次に、2024年より相続登記が義務化されることになっていますが、課長、これは把握されていますでしょうか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

令和3年4月21日に不動産登記法が改正されております。この改正によって、相続人が取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を行うことが義務化されたと認識しております。

以上です。

○2番（高山正信君）

この義務化は、現在、既に相続登記せずに放置されている土地も無関係ではなく義務化の対象になるので、非常に有効ではないかと思っているんですが、土地の所有権放棄が今度は制度化されますが、農地にも適用されるのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

土地の所有権放棄の対象につきましては、農地を含めた土地が対象であると認識しております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

それでは、所有権放棄を検討されている場合、農地内に農業用倉庫などの建物が建っている場合はどうなるのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

所有権放棄の対象となりますのは、あくまでも土地ということになりますので、例えば、農業用倉庫でありましたり、生産施設のハウス等ですね、そういった施設、建物とかが建っていた場合にはそれは対象となりませんので、相続放棄の手続を受けることはできないこととなります。

以上となります。

○2番（高山正信君）

農地に限らず、対象になる土地全てに関して、早めに国からの制度の周知をしていただき、市としての対策を急いでいただきますようお願い申し上げます。

次に、実質化した人・農地プランの地域において農地集積を行った場合、国より農地集積

協力金が交付され、市長答弁に7件と報告がありましたが、協力金の交付要件はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農地集積協力金の交付要件につきましては、同一市町村内の一定の区域であり、地域の全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていることが条件となります。また加えて、そのエリア内において1割以上、10%以上が、新たな担い手に農地が集約されることが条件として付加されております。

以上となります。

○2番（高山正信君）

それでは、そのエリア設定はどのようなになっているのか、また、どのような主力品目で活用されたのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

令和3年度も取り組んでおりますので、まだ7件全て完了じゃございませんけど、八女市で現在取り組んでおります7件につきましては、基盤整備を行っている面的な集積なり団地化なりをやっている7件全て対象となっております。

品目につきましては、お茶、ミカン、イチゴ、この3品目ということになっております。

以上となります。

○2番（高山正信君）

それでは、今の実績を聞きますと、基盤整備地区を中心に担い手の農地集積が進んでいることが理解できるんですが、逆に言えば、基盤整備を推進すれば持続的な地域農業につながるとお考えです。基盤整備については、やる気のある農家の方が自ら地域の合意をいただき、関係エリアの所有者の同意をいただくことが成功の鍵ではないかと思っておりますので、そのような農家さんと行政が両車輪となって頑張ってくださいますようによろしくお伺いいたします。

次に、空き家・空き地対策に移らせていただきます。

まず最初に、空き家の件数は直近でどれくらいあるのか、また、その空き家のうちに実際に手を加えずに住める空き家と今のままでは利用できない空き家はそれぞれ何件くらいあるのかをお伺いいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

市では、平成28年度に市内全域で空き家の実態調査を行っておりまして、その時点の数値

となりますが、使用実態のない空き家1,529件のうち、管理に特別問題がなく現況のまま使用可能な空き家が285件、現況のままの利用が不可能な空き家は569件でございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

それでは、八女市の事業にあります老朽危険家屋解体の補助金の申請件数は何件ぐらいあるのか、お伺いたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

市では、令和元年から老朽危険家屋等除却促進事業を実施しております。この事業は、事前調査で不良度判定基準を満たした老朽危険家屋の解体と除却について補助金を交付し、支援するものでございます。

支援内容としましては、解体と除却にかかった費用の一部を補助金を交付し支援するもので、実績としましては、令和元年度が支援件数15件、補助額としまして4,472千円、令和2年度は26件で7,501千円でございます。

○2番（高山正信君）

それでは、住める空き家が285件ということですが、現在の空き家バンクの登録状況、これは今、市長答弁に26件とあったんですが、これで間違いないんでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

現在の空き家バンクの登録状況でございますけれども、市長答弁でもございましたとおり、平成23年度から取り組んでまいりまして、本年11月末現在で153件の物件の登録を行ってきたところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

今住める空き家が285件、これを持ち主の方が毎日ちょっと——毎日ではなくても、週に1回なり、月に1回なり換気等をしに来られたり、除草されれば、老朽化を防ぐことができるんですけど、残りの空き家は今後、老朽危険家屋にしかなくなっていかないんじゃないかと危惧しているんですが、何らかの対応が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

八女市の空き家バンク事業でございますけれども、現在、劣化が進んでおります家屋につきましては登録ができない状況でございますので、空き家になる可能性がある家屋をお持ちの方につきましては老朽化する前に相談に来ていただきたいと思っております、その対策

の一つといたしまして、今年度より税務課と協議をいたしまして、固定資産税の封筒に空き家バンクの連絡先を印刷させていただき、周知を図っているところでございます。また、介護長寿課の包括支援センターとも協議をいたしまして、家の相談があった場合には定住対策課に相談に来ていただくように案内をお願いしているところでございます。

また、あわせて、先日より八女市の行政区長会におきましても、市の空き家バンクのパンフレットと福岡県の空き家活用サポートセンターのパンフレットを配付させていただきまして、御説明をさせていただいております。今後もこういったことで空き家バンク制度の周知や広報に力を入れていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○2番（高山正信君）

私は、空き家や空き地に関する情報を地域から収集して、所有者に対して活用や対策のための助言や指導を実施するとともに、所有者と直接コミュニケーションを交わし、対策や活用のサポートをしながら、放置空き家・空き地を減らす取組を進めることが大きな役割だと思っております。

そんなときに、活用、対策を行政だけでは非常に難しいと思うのですが、例えば、不動産業者さんなどと協力して空き家対策の提案や物件情報の共有、そういったことを官民一体となって推進する必要があると思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

現在の空き家バンクの運営につきましては、市内の20社ほどの不動産事業者様の御協力の下、事業を運営しているところでございまして、意見交換会などを通じて情報の共有を図っているところでございます。

先ほど議員より御提案がございました空き家バンクに登録している物件の情報共有につきましては、今後、不動産事業者の皆様と協議をさせていただきながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

やっぱり不動産屋さんたちのホームページというのは家を必要な方が見られるのであって、そういったところを活用されるのは非常に有効じゃないかと思っております。

関連ですけど、定住対策課のほうでプチ移住体験の事業をされていると思うのですが、この体験での宿泊施設はどこに泊まられているのでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

定住対策で実施しておりますプチ移住体験、就業型お試し体験事業と申しますのは、市内で働きながら、一定期間八女市に居住していただいて、本市の魅力、住みよさを体験していただいた後、八女市に移住・定住していただくことの促進を目的とした事業でございます。

事前に就業体験希望者の御希望の職種に見合った事業所とのマッチングを行わせていただきますとともに、宿泊先の希望をお伺いして、その宿泊費について市より助成をさせていただき事業となっているわけでございます。

この体験の宿泊施設先ということでございましたけれども、就業体験場所が山間地の場合には山間地の宿泊施設を、旧八女市のほうの就業体験を希望される方は市内のビジネスホテルを利用されることが多くなっておりまして、やはり移住体験先から近いところの宿泊先を選ばれる傾向にあると思っておりますのでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

宿泊施設は体験される方が決められているということですが、少なくとも基幹産業である農林業などでのプチ移住体験で来られたときには、就農体験ができる場所の近くに拠点となる場所があれば非常に安心されると思うのですが、今年の3月定例会で空き家を購入し、リフォームしてはどうかと要望したところ、市長答弁で非常に厳しいとのことでした。

そこで、最後に市長にお伺いしたいんですが、以前も申しましたように、知り合いが近隣自治体から新規就農で八女市に来られた際に一番困ったのが、住まいがなくて探すのが大変だったということでもございました。前回市長に要望したときは、各地区に拠点となる空き家をリフォームして、貸し出せる建物が必要ではないかと要望しましたが、空き家バンクを見ますと、買い取ってリフォームしても1件当たり10,000千円はかからずに取得できる物件もたくさんあるようです。まずは1か所でもいいので、拠点を確保していただくことが望ましいのですが、例えば、移住相談があった時点で、どこか1か所でも対応できるような予算措置を要望したいのですが、いかがお考えでしょうか。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

移住の問題は当市にとっては極めて重要な課題でございまして、特に御承知のように、年間1,000人、人口が減少しております。しかしながら、世帯数は実は増加をしていると、御承知のとおりでございまして、この移住に対する対応については、まだまだ十分な手だてができていない部分もあるかと思っております。

したがって、できるだけ移住希望者の希望に沿った形の制度を今後とも考えていかなければならぬだろうと思っております。全国の各自治体でそれぞれこの移住制度を研究している状況だと思っておりますし、私どももいろんな情報を確保して、十分検討していかなければいか

んと思っております。

具体的にどうするというのは、今の御答弁について今日はお返事できないということでございます。ただ、前向きにいろんな面で検討はしていきたいと思っております。

○2番（高山正信君）

この八女市は農林業、そういったものが盛んであります。こういった建物があるということだけで、ホームページを見られたときに、ああ、ここまで力を入れてあるということで、そういった希望者のほうがまた増えてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも前向きに考えていただいて、よろしく申し上げます。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

2番高山正信議員の質問を終わります。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

皆さんこんにちは。8番高橋信広でございます。傍聴席の皆様には大変お忙しい中にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日は、第5次総合計画に基づき、観光戦略と地域コミュニティーの2件についてお聞きいたします。

まず、観光戦略について伺います。

コロナ終息が見えない現状において、観光事業は一定の制約がある中で取り組まざるを得ないと察しますが、いずれはコロナ前とは違った形で社会経済活動は活発になるものと考えております。

今、私たちは、コロナ禍の現状とともにポストコロナを見据えた政策が求められております。特に経済政策においては、人口減少を受け止めながら、どうすれば地域内経済循環率を上げられるかということとともに、観光を柱とした交流人口をいかに増大させるかということが重要な課題と認識しております。

本年度、観光事業におきましては、観光協会の統合、べんがら村のリニューアル、八女本舗の改装等、積極的で戦略性が見てとれ、新たなステージを迎える期待感を持っております。

そこで、これからの観光戦略がいかに経済活性化につながるかという視点でお聞きいたします。

次に、地域コミュニティについてお伺いします。

主に担っていただいているのは、各行政区内の自治会、あるいは町内会と、また、まちづくり団体ですが、中でもまちづくり団体に関しましては、今年6月に市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針が改訂されております。この基本方針によって今後のまちづくり団体をどのように進化させようとしているのかをはじめ、地域コミュニティの在り方についてお聞きいたします。

執行部におかれましては、明快な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

これより質問席で順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、観光戦略についてでございます。

ポストコロナを見据えた観光振興の方向性はどのように考えているのかというお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光事業を取り巻く環境は当面厳しい状況が続くと予想されます。しかしながら、この苦境を新たな観光モデルの創出の機会と捉え、継続的な情報の発信や誘客促進のための八女らしい魅力的な旅行商品の造成並びに受入れ基盤整備を推進し、観光需要の回復に向けて取り組んでまいります。

次に、観光事業は官民の連携が重要なポイントであるが、組織体を含めて具体的な推進策はどうかというお尋ねでございます。

本市では、自然、歴史、伝統工芸といった多くの魅力的な資源を活用し、平成21年度より八女市観光事業開発委員会を設置しております。この組織は、市民と行政、そして、観光施設や事業者等と連携しながら、観光アクションプランの策定、登録DMO検証を行うなど、官民一体となって滞在・滞留型観光の推進と観光客の誘致を図っております。

また、八女市観光協会を今年4月に統合し、地域間の連携を深め、八女市の魅力を全国にPRし、地域の知名度を向上させ、観光客の増加、地域経済の活性化につなげていくための取組を強化したところです。

次に、観光ビジョンとして関係人口の創出がうたわれているが、どのような成果を想定しているのかという御質問でございます。

本市の観光ビジョンとして、観光地としての魅力を高め、関係人口を創出するまちをつくることを掲げております。観光以上・定住未満の中間的な概念を基に、まずは観光客として訪れていただき、次は住民と交流できる体験プログラムやイベントへの参加、最終的には

ワーケーションといった仕事や何度も訪れたい魅力的な観光地としての確立を目指し、地域と持続的につながっていくことで入り込み客数を増加させ、経済効果を高めることとしております。

次に、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づく観光施設における個別計画はどうかというお尋ねでございます。

本市の公共施設等総合管理計画は、総務省の指針に基づき、市が所有する全ての公共施設等を対象とし、総合的かつ計画的に管理することとしております。その計画に基づき、全施設を機能別に13に分類した個別施設計画を策定しており、そのうち32の観光施設を取りまとめた計画の概要について、配信している資料でお示ししております。

次に、べんがら村並びに八女本舗をどのような位置づけ、あるいは役割と考えているのかという御質問でございます。

本市の観光拠点施設であるべんがら村は、都市との交流、地域経済の活性化を図ることを目的として、現在、整備を進めております。再整備後は、都市部や県外からの観光客に家族向けの体験や食の提供といった魅力的な施設として、さらに八女全域への滞留型観光への拠点としての役割も担う施設となるよう展開してまいります。

また、八女本舗は、これまで都市部への情報の発信拠点として農産物を中心とした販売を行ってまいりましたが、リニューアル後は八女の地酒の販売や、市内事業者や観光施設等によるイベントの開催を行うなど情報発信と八女製品のPRを強化し、関係人口の拡大を図ってまいります。

次に、地域コミュニティについてでございます。

市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針は改訂されているが、その趣旨、目的は、また、まちづくり団体に対する理解と周知はどのような形で行うのかという御質問でございます。

市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針は、第4次八女市総合計画に基づき、平成23年3月に策定されたものでございます。

本改訂は、第5次八女市総合計画が策定されたことに伴い、これに準拠するため、必要な改訂を行ったものです。改訂に当たっては、各まちづくり団体から御意見を伺い、方針に反映を図っております。また、改訂後は、各団体に基本方針を送付するとともに、八女市ホームページで公開しております。

今後とも、本方針に基づき、まちづくり団体との協働によるまちづくりの推進を図ってまいります。

次に、各団体で策定された地域振興計画の実施状況等、進捗状況についてお尋ねでございます。

地域振興計画については、21の全ての団体において策定されている状況であり、現在、各団体において、計画に基づき取組を進めていただいているところです。

本年実施した団体に対するアンケートでは、7割を超える団体が一定の進捗があったと回答されております。

また、令和5年には計画策定から10年を経過し、更新の時期を迎えられる団体もあることから、八女市未来づくり協議会と連携し、更新支援と併せて、各団体が現行の計画を適切に評価いただけるよう支援を行ってまいりたいと思います。

次に、行政区の再編推進及び行政区長業務の効率化について、今後の構想はどうかという御質問でございます。

まず、行政区の再編についてでございますが、地域行政の基礎単位組織である行政区の持続可能な運営のためには、より充実した行政区への支援が必要であります。

第5次八女市総合計画においても持続可能な地域コミュニティの育成という基本方針の下、行政区の再編推進を掲げており、人口減少や地域の担い手不足といった行政区の諸課題を解決するために、再編統合を検討する行政区については、スムーズな移行とその後の運営を支援してまいります。

次に、行政区長業務の効率化につきましては、現在、八女市行政区活動検討委員会を設置し、行政区長の職務の見直しについて御検討いただいております。その検討結果の報告を受け、判断したいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○8番（高橋信広君）

答弁にあったとおり、観光事業は当面厳しい状況にあるということについては十分承知しております。逆に答弁があったように、こんなときこそ観光戦略を練り上げて、新しい観光モデルの創出につなげると、そういう機会かと思っております。このことについては私も同感です。

そこで、検討されている具体的な観光振興策についてお聞きしたいと思います。

まず重要なことは、何よりもターゲットを明確にする必要があるかなと私は考えています。そういう中で、福岡県観光入込客推計調査というのが出ておりますが、これによりますと、八女市の観光に来られているのは年間200万人前後だと思いますが、その中で福岡県の方が約85%近く、7年平均するとそのぐらいいらっしゃいました。それからもう一つは、95%が日帰りですよね。そういうことを踏まえて今後どういう展開をされるか、このターゲットとこのところでまずお聞かせいただけますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、年間の入り込み客数195万人という数字が、昨年はコロナで相当落ち込んでいるところでございます。

おっしゃったとおり、全体の95%が日帰りの観光客ということはその日に来て帰ってしまうということで、一番経済的な収益を上げるためには、1泊、2泊といった長期滞在を今回の新しい観光の具体策として上げているところでございます。

昨年につきましては上陽の古民家の改修、今年度につきましては立花並びに矢部村の古民家の改修等を手がけていただきながら、少しでも長く滞在していただき、お金を落とさせていただくような、そういう事業の展開を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○8番（高橋信広君）

戦略的に今、福岡県から来られている方々をいろいろ分析されていると思うんですね。特にアクションプランの中で私も拝見させていただきましたけど、そういう中に今後の展開として、例えば、福岡県の方々、それももう少し絞って福岡都市圏、そういうところの若い層が弱いからここに持っていかうとか、それから、どこの方のどういう年代層というところもあるでしょうし、ターゲットの明確化が一番肝腎だと思っていますので、そこについてお願いします。

○観光振興課長（荒川真美君）

ターゲットにつきましては、先ほどの中にもありましたように、べんがら村等についても、まずは日帰りという近郊の福岡都市圏のファミリー層向けをターゲットとしております。また、もう一つ考えておりますのが、先ほど宿泊というお話をさせていただいたんですが、要するに東京とか大阪とか飛行機を活用してお見えになる方、飛行機で来られるということは1泊するしかないということになりますので、広域連携を見守っていきながら、ターゲットとしては都市部のほうを、今はコロナの時代ですので、海外からのお客様が減っておりますから、そういうところで対応させていただきたいと思います。

○8番（高橋信広君）

このターゲットについてはいろいろと議論があると思いますが、今、観光戦略については段階的に考える必要があると思っています。今のウイズコロナ、コロナ禍の中での観光戦略と、それから、少し緩やかになったときはどうするか、オープンになったときにどうするかという戦略を持ちながら、すぐに対応できるような施策をぜひ打っていただきたいんですけど、そういう中で、当面はやっぱりマイクロツーリズムというか、1時間以内で来られるような方々を中心に呼び込むということだと思うんですが、例えば、今のターゲットとしては福岡県、福岡都市圏、そういう方々の年代層、もう少し若いところに絞ってやっというていこうと見えますが、その次の段階で九州全体をやっていくのかとか、あるいは私個人的には東京

に向けたらどうかなと思っっているんですが、その次の段階のターゲットというところについてどのように考えておられるか、お聞かせいただけますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

ターゲットにということでございます。議員おっしゃるように、やはり東京、中心部からの入り込み客の数値を上げていきたいと考えております。そのためには、情報のツールでありますホームページでありますとかSNSを使っていきながら、そちらのターゲットに敏感に反応できるような事業の展開を進めたいと考えております。

また、最近言われておりますのが、やはり持続可能な観光ということで、サステナブルツーリズムを多くうたわれておりまして、選ばれる観光地として八女が今後進んでいくためにも、八女が持っております自然であったりとか、あと歴史、食のそういうものを活用していきながら、長期滞在できるような観光の事業として進めていきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

ぜひ東京というところについてはじっくり考えていただいて、私はPR方法として、たしか計画の中にありましたけど、福岡市であれば電車構内とありますけど、電車構内ではなく電車の中に動画であったり、ポスターであったり、そういうのを東京の中に持ち込むということも含めて御検討いただければと思いますので、これは要望です。

それから、観光アクションプランということが出ていました。これについてちょっと読ませていただきましたけど、この中にマーケティング調査をやったということで、ちょっと一つ分からないのが競合先、いわゆるコンペティターと言われるところは糸島だと示してあります。糸島はまず海がある。それから、福岡市に隣接して三、四十分で行けるようなところで、言ってみれば福岡市の一部という感覚なんですよね。それから、宿泊施設は八女市以上に非常に低い、1.5%しかないようなところをどうして競合先とされたのか、それについてお聞きします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

実はマーケティング調査をここ三、四年ずっと続けておりまして、福岡都市部において、週末あなたはどこに行きますかというアンケートをウェブ上でも取っております。これでやっぱり圧倒的に大きいのが、今は太宰府とかではなく、糸島なんですよね。それはやっぱり海の幸という食べ物があるということと、気軽に行けると、先ほどおっしゃっていた日帰りのマイクロツーリズム、そういう関係の分が多い。それとあと、糸島は定住される方と新しいお店を出される方も非常に多いとなっております。

ただ、入り込み客からいくと、八女のほうが宿泊施設もありますが、あくまでも週末に

なったらどこに行きたいかというときに八女と書いていただきたいと思っておりますので、まずは今一番人気のある糸島というのをターゲットとして置いたところでございます。

○8番（高橋信広君）

そういう環境が違うところも含めて、多いところは多いところとして追いかけてもらって結構なんですけど、ぜひよろしくをお願いします。

それから、日帰りが圧倒的に多いので、滞在型をどうしていくかというのは大きな課題だと思っています。そういう中で、八女市の宿泊施設、私は稼働率も含めて、そこまでのことは分かりませんが、今、地域も含めて十分足りているのか、今後の展開を考えてどうなのかというこの辺りはどうなんでしょうか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

宿泊地の数ということでございますね。実は、福岡県の中でも宿泊のベッド数が多いのは、福岡、北九州、久留米、その後が続いて、実は4番目に多いです。これは何の数字かといいますと、一昨年から県が出しております宿泊税のベースとなっておりますのが枕の数ということでベッドの数なんですけど、ベッド数にしては非常に多いと。それともう一つ、八女市の特徴は、キャンプ場に入るロッジとかバンガロー、こういう数字が多いということです。

先ほど高山議員の質問にもありましたが、ワーケーションで来られるときの宿泊地ということで、今後は観光施設をワーケーションであったりとか、そういうところに使っていけるような観光戦略も必要かと思っておりますし、今ある施設を十分に活用するような観光のツアーであったりとか、そういうプログラムをつくっていったらと考えております。

○8番（高橋信広君）

確かに今のキャンプ場とかを含めると、宿泊施設は全部で1,000を超えるんですね。そういう意味では多いのかなと思いますが、ただ、いわゆる老朽化とか、そういうのを含めて、全体的に今後の展開として考えるところはいろいろあるかなと思っています。

それと、今ちょっと言及がありました宿泊税ですね。この宿泊税というのは、使い方は当然ながら目的税ですから、その中でもどう使えるかというのはあるんでしょうけど、例えば、民間の宿泊施設、こういうところにも老朽化したから宿泊税を使わせてほしいというのは可能なんですか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

宿泊税の使い道ということで、県のほうから来ている定義は2つでございます。

まず1つは、観光客を入れるために新規事業、新しい事業を行政がやる場合について使えますということが1点。それともう一点は、お金を基金として積み立てて、将来の観光に

使ってくださいというこの2点でございまして、先ほど議員がおっしゃった個人の自宅の改修ということでございますと、今2年目になっておりますが、まだそういう自宅にはやらせていただけない状況で、現在は今ある観光施設の分の修復とか、そういうところに使わせていただいているところでございます。

○8番（高橋信広君）

分かりました。一定の制約はいろいろあるということで理解しておきます。

次に、観光事業に対する組織体のこと、2番目に入りますけど、まずお聞きしたいのは、八女市観光事業開発委員会がありますね。これは平成21年ですから、もう10年以上になっているようですが、情報で見るとは官民が連携して観光の中心的な役割を担っているように感じていますが、どういう方々が入って、当然官民でしょうからその辺の組織体の中身と、どのようなことを今後その中で検討していくのか、これについてお答えいただけますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

観光事業開発委員会は、2年に1回委員を替えております。これは先ほどおっしゃいましたように、官であったり民であったり、たまに学校ですね、そういうところも入っております、現在は20人の委員と、あと1人、九州産業大学の准教授がアドバイザーとして入っていただいているところでございます。

組織の内容なんですけど、今は各観光施設の代表並びに各支所、行政ですね——であったり、あとは地域の、例えば、八女中心であれば食をされるアンテナエイト、そういうところから出ていただいたりということで組織をつくり上げております。

そこで何をやっているかという、先ほどから見ていただいたアクションプランの検討をしております、今、第2期をつくっております、来年はその3期をつくり上げて、今後どういう活動をしていって観光客を増やして経済効果を上げるかと、持続可能な観光にできるような取組を推進していく予定でございます。

また、もう一つ大きな意味がありますのは、DMOの検証ということで、毎年目標値に対してどれだけの成果があったか、また、どこができなかったかという検討を必ず行う必要がありますし、現在、観光庁のほうより大きな補助金等をいただいておりますので、そういうところも間違いなくきちっと観光戦略に基づいた事業ができているかと、そういう検討の場所にもなっておるところでございます。開催については、大体年2回から3回実施しているところです。

以上です。

○8番（高橋信広君）

今お聞きしたとおりでしょうけど、観光事業の、いわゆる官民一体で中心的な役割という

ことには変わらないよということで理解しておきます。

それからもう一つ、観光協会が今回4月1日から統合されました。当然まだ具体的なところまではいっていないと思うんですけど、支部制ということで、これからの展開というところについて、それと観光協会と今度は行政のすみ分けというところですね、この辺りはどう変わっていくのか、これについてお答えいただけますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

今年4月に合併しております観光協会ですが、やはり支部という小さな単位で観光協会の事業というのはなかなか大きなことができないということで合併をさせていただいておまして、現在やっている状況としては、八女フィルムコミッションという事業の推進をしております。これは何のためにそういうのをつくったかといいますと、フィルムコミッションというのは、例えば、コマーシャル、CMの撮影、映画の撮影、あとテレビ局、テレビ会社とか、そういうところから連絡が来て、地域で撮影会を開くとか、そういうことのちょうど真ん中、中間にある役割をこの観光協会ですべて果たしていこうと思っております。

実は4月に合併しましたというのを新聞で出しましたところ、今の段階でテレビ、町歩きとか、全国放送も含めてなんですけど、それでオファーが来たのが9件、あとフィルムコミッション経由ではない、直接観光課であるとか、そういうところに来たのが5件、それ以外のCMが1本、大きな焼酎の会社のCMが入っておりますし、映画も黒木出身の黒木瞳さんの映画の撮影とかも出ております。これによって来られるだけではなくて、実はスタッフが来れば、そこに泊まるという宿泊でお金が落ちる。ケータリングという御飯、お弁当、そういうものを注文していただくことで、観光協会の会員さんたちを積極的に紹介して、そこにお金を落としていただくという事業の取組をこのフィルムコミッションで進めていこうと思っております。

先ほどおっしゃいました協会と行政とのすみ分けということでございますが、なかなか行政のほうに電話がかかってきて、どこの弁当がおいしかですかと言われても、なかなかここのお店とか、そういうところを指定できんわけですよ。そこを例えば、観光協会の会員さんであるとか、そういうところに持っていきようきちんとしたすみ分けを図りながら、フィルムコミッション事業を進めていこうと考えております。

○8番（高橋信広君）

この観光協会については待望の統合でございますので、ぜひ早期に一体化が進めばと私も希望しております。

それから、次の観光人口の件なんですけど、答弁で概要は分かりました。観光人口という概念が、言われるような観光以上・定住未満という分かったような分かっていないようなと

ころもあって、これは企画政策課長にもいろいろとお話ししたんですけど、ある程度、八女市としてはどういう方々を観光人口とするのかというところは、一定の方向性は目指しながらやっていたきたいと思います。ただ、観光となるとやっぱりリピーターの方とか、それから体験で、一言で言えば八女市ファンがどう増えるかということかと認識しておりますが、そういうことでよろしいですかね。観光における関係人口ということですね。これについては終わります。

それから、次の公共施設については資料を出していただいています。観光関連の施設が32あるということですが、この中でちょっとお聞きしたいのが、17番、わらべの里研修センターとありますね。それから、20番、矢部食材供給施設。ここの計画の概要なんですけど、廃止または譲渡と書いてあるんですね。廃止または譲渡という意味がよく分からないんですね。継続か譲渡だったら分かるんですけど、廃止または譲渡というのはどう捉えたらいいんですかね。

○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

こちらの一覧表に示しておりますとおり、17番のわらべの里研修センター、それと20番の矢部食材供給施設（旬の厨）は廃止または譲渡等ということで表記をしておりますけど、こちらのほうはこれまでの施設運営の形態など、あと利用状況とか地元とのつながりとか、そういったことを踏まえて、将来的にまだ——今、施設の老朽化等も迎えておりますので、そのまま継続していくためには、改めてリニューアルするとか、そういった費用までかけられないような状況もございますので、その辺を整理したいという事務的なところでこの施設個別計画は策定しておりますので、そういった方向をもって今後対応するという形で捉えていただければと思っています。

以上です。

○8番（高橋信広君）

それから、かなりのところが長寿命化ということで計画されていますが、これだけを長寿命化で残していこうということなんでしょうけど、長寿命化もいきなり全部をやるということは財政上難しいんでしょうけど、その辺りのスケジュールというか、どういう段階でやるというのは既に決められているということで理解してよろしいんでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

それぞれ建築の年数も異なりまして、また、建築の躯体も鉄筋コンクリートであったり、木造であったり、そういった違いもございまして、耐用年数とかが様々異なっております。それと、あと社会状況等を見据えて、そのタイミングについては今のところまだきちんとお

示しはできておりませんが、年度ごとに整理をさせていただいて、対応させていただきたいと思っています。

以上です。

○8番（高橋信広君）

次に、べんがら村と八女本舗についてお聞きしたいと思います。

べんがら村については全協でもお示ししていただきましたので、概要は大体把握させていただきました。既に工事のほうも順調にいつているようですので、来年4月にはオープンするということです。

答弁の中にもありましたけど、確認というか、今まででしたら市民中心のところ、今回はどちらかといったら外、交流人口を増やしていこうという観光施設の一つの目玉になったし、拠点にしようということですね。

先ほどコメントもありますけど、もう少しこの新しいべんがら村の役割を、例えば、既に計画の中に、今までのべんがら村としては約32万人ほど来られていると、それを次の年には55万人にしようと、5年後には77万人にしようという大きな計画も立てられております。そういうことを踏まえてどのような展開をお考えなのか、お聞きいたします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

べんがら村につきましては、観光の核となる施設にしていきたいと考えております。というのが、べんがら村に来ていただければ、今度新しい取組として観光案内をするスペースをつくっておりまして、そこから奥八女のほうにであったりとか、例えば、道の駅という食事の場、そういうところに御案内できるようなスペースも考えておるところです。

要するに先ほど議員のほうから御質問がありましたように、1か所にとどまって、そのまま日帰りで帰るのではなくて、そこを拠点に奥八女のほうに観光客を誘導させるという大きな機能を持たせているところでございます。

先ほど目標値を言っていただきましたけれども、今回、この整備によって大体55万人というのを目標としております。これはもちろん地域に愛される施設でないと、べんがら村もそのまま、全然地域の人には来ん、よその人ばかりという形になりますので、例えば、昼間とか週末とかはファミリーで来ていただいて、子どもの遊ぶふわふわという遊具も造ったりしますし、そういうところで家族ぐるみで楽しんでいただいて、夜になればなつたで地域の癒しのスポットということでお風呂に入っただけのような、そういう展開を今後も続けて、少しでもそこを使っただけの人が増えていけばと思っております。

それと、もう一つの使い道としては、八女テラスという新しい施設ができたと思うんですが、そこが大きく広く空いておりますので、例えば、そこで健診業務を行ったりとか、市の

そういう事業を推進できるような施設にすればと思っておりますし、併せてそこにはビールの醸造用の体験ブースも新設しております。だから、そういうところで人がたくさん来ていただけるような取組をすることで、将来的には77万人という目標を上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

分かりました。

あと、具体的な内容については今回は割愛させていただきますが、今後これをオープンするとき、一つちょっと気になっているのはネーミングですね。ネーミングについては、べんがら村というのが一番いいだろうとは何となく聞いておりますが、せっかくこれだけコンセプトも変わっている中で、べんがらを残しながら何か新しい名前に変えるということも一つの案かと思うんですが、その辺りはどういう方向にあるか、お聞かせいただけますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

ネーミングの件でございますが、べんがらという意味合いが、昔から家造りをされるときにしっくりみたいに塗るために使われていたものということを知っております。八女のたくみの技がそこで使われたと私も思っております、地域的にもべんがら村というのが相当広く浸透しておるところでもありますので、名前につきましてはべんがら村をそのまま続けていくつもりでございますし、また今後、例えば、サブタイトルみたいな癒しの何とかとか、そういうところは先ほどの観光事業開発委員会等で、いろんな機能を持たせることで小さなタイトルであったりとか、そういうのをちょっと考えてはいるんですが、ネーミングについては、べんがら村をますます発展させるためにもこのまま続けていきたいと考えております。

以上です。（「承知しました」と呼ぶ者あり）

○8番（高橋信広君）

あと最後に、このべんがら村について、私は八女公園と一体化した観光施設というのをいつもイメージはしているんですが、これは目先すぐということにはならないにしても、そういう構想は考えておられるのかどうか、この辺り部長はいかがですか。

○企画部長（石井稔郎君）

お答えいたします。

宮野公園のことだろうと思われまます。近くに宮野公園という非常にいい資源がありまして、市民の憩いの場所にもなっております。非常に風光明媚な矢部川の恵みに抱かれた立地でもありますので、そういったところの資源を生かしながら、これから八女の観光拠点として、

総体的に八女市の魅力をアップしていくような場所にしていきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

ぜひそういう方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと八女本舗なんです、八女本舗についてはちょうど今改装されていると思ひます。この前ちょっとお聞きしたら、いわゆるリニューアルというよりか、改装ですよ。この改装の意味合いと今後どう変わっていくのか、これについてお答えいただけますか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えします。

八女本舗リニューアルについてですが、実は12月18日土曜日にリニューアルを予定しております。おっしゃいましたように、中の備品が老朽化したということで、備品の整備も補助事業等を活用してやるんですが、大きく変わった点が3つございます。

まず1点は、お酒の販売が可能となった。これにつきましては、財団が運営していただくことによって法人格が取れましたので、それで酒販の免許が取れることになりました。なぜ酒販の免許を取ったかという、お野菜1個100円のキャベツとか150円ぐらいのトマトというのももちろんおいしくて八女の魅力なんです、やはり客単価を上げたいなということで、お酒であったりとかセット販売、進物、そういうのをつくっていかうと思ひているのがまず1つでございます。

2つ目については、天神の渡辺通という一番メイン通りにアンテナショップがございまして、ここの売上げが、大体朝の10時から販売を始めまして、お昼の2時ぐらいで全体の8割の販売ができております。ということは、それ以降の時間がお野菜も何もないような状況になっておりましたので、その有効活用として、例えば、お酒の試飲をするとか、お茶の試飲をするとか、そういうところで取組をやっていかうと思ひたいということ。

それともう一つは、今まで日曜日をお休みにしておりました。これはマーケティング調査によると、やはり天神に来られる方というのは大きく二パターンいらっしゃる、まずはお仕事でお見えになる方、それと週末に遊びに来られる方。そうなるとアンテナショップはどこに響くかという、平日お勤めの方のお帰りに食材を買っていかれる方が主でありましたので、平日しか開けていなかったんですよ。それを今回週末開けるという意味は、観光PRを交えた戦略的な観光事業をするに当たって、各事業者であるとか、生産者であるとか、組合とかが自由に使っていただけるような八女の情報発信の場所とするために週末の開館を今度続けておる状況でございます。

まずはオープンが18日というお話をさせていただきましたが、翌日からは道の駅たちばなさんのほうに来ていただくとか、その次の週は酒組合に来ていただくとか、そういう形でアンテナショップのほうを有効に活用していかうと思ひております。

以上です。

○8番（高橋信広君）

観光事業についてはお聞きしているとおおり、非常に積極的で期待が持たれると私は思っておりますので、八女市の経済活性化にどうつなげるかというところと、もう一つはやっぱり交流人口、そして、できれば定住人口までつなげるような意識でぜひ取り組んでいただければと、よろしくお願いたします。

次に、地域コミュニティについてお聞きしますが、まちづくりの今回の基本方針について、まずどう変わったのかについてお聞きします。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

このまちづくり基本方針をどのような形で改訂したかということで、まず経過をちょっと御説明したいと思いますが、一番最初に策定しましたのが平成23年3月、その前年に第4次の総合計画がスタートしておりました。それと、この時期は協働の在り方といったものが非常に叫ばれている中で、八女市としても協働をどう捉えて、どう進めていくか、こういったところを総合計画に準じたところで策定していこうといった形で、まず最初に市とまちづくり団体との協働によるまちづくり基本方針を策定したわけでございます。

そういった中で、第5次八女市総合計画を昨年度策定しまして、今年度からスタートしましたので、今度は第5次八女市総合計画に準じた形でこの基本方針を改めて改訂したといった形でございます。

これと併せまして、市のまちづくり協議会には地域振興計画に基づいて各事業を展開していただいております。この地域振興計画が早いところでは数年で10年を迎えられるといったところで、また改めて八女市の基本方針をお示しさせていただいて、各地域がつけられる地域振興計画の改訂にも参考にさせていただきたい、こういったところでこの改訂に至ったわけでございます。

この改訂ですけれども、こういった形で改訂をしたかというところでございますが、基本的には協働の原則、また、協働の仕組みづくりといった根幹部分の変更はございません、ただ、推進の在り方といったところにちょっと変更が生じまして、今回は総合計画と地域振興計画、そういったところと対応するために改訂をさせていただいたところです。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

タブレットにも配信していただいている、いわゆるまちづくりの基本方針、これについて細かくは今回お聞きませんが、この中で今言われた地域振興計画についても、タブレットに21の団体がどういう概要なのか、特にどういう将来像を描いて、それから、具体的な取組

というところの概要を書いていただいております。

これについて特に感じるのは、地域振興計画自体がまだ4年、5年というところと、既にあと一、二年を残すところと、この格差がございます。次に向けてどうするかというところで私がちょっと気になっているのは、この地域振興計画が、結果的につくることには物すごく時間をかけて、一生懸命つくっていただいているんですが、これを具体的に常に持ちながら、どうしていこう、ああしていこうというところまではなかなかいっていないんじゃないかなど。地域によってはしっかりやられているところもあると思います。ただ、全体的にはまだそこまでいっていないのかなど。そういう中で一つ気になるのは、進捗というところには行政の方が関わっていないのが少し気になっております。できれば何年かに1回はどのような状況なのかと確認しながら指導していかないと、なかなか前に進まないんじゃないかなど思っています。

例えば、地域の振興計画をつくられているところで岩手県の北上市があるんですけど、ここは地域振興計画ではなくて、地域計画とあります。地域計画を総合計画に反映させるという位置づけにされております。ということは、地域のいろんな環境が違う中でそれを反映していこうという意思が表れていて、当市の場合はそこでつくったものを、例えば、地域づくり提案事業で予算をつくるとかとなっておりますので、もう少しこの予算のことも含めて、次の展開としてはここに書いてあります地域分権につながると思います。

この地域分権の考え方を前回のときには、例えば、1つの団体に30,000千円ほどお渡しして、全てのことをやりませんかというイメージの構想がありましたけど、なかなかこれは拠点もないし、全部はできないだろうというので、そこは外されたと私は理解しております。それは仕方ないと思いますが、今後の展開として、地域分権を具体的にどうするかというところについては真剣に考えていただきたいんですけど、現状として企画部長としてはどのようなお考えか、お聞きします。

○企画部長（石井稔郎君）

まず、まちづくり推進については、令和2年度に機構改革でまちづくり推進係を新設して、地域の課題の解決に向けて主体的に取り組んでいただいている地域振興会、いわゆるまちづくり協議会、まちづくり団体の活動に対して専門的に、そして、柔軟に支援ができるような業務を専従として担うという形でまちづくり推進係も設置をいたしまして、体制といたしましては強化がなされているとこちらとしては考えておりますし、また、日々の地域のまちづくり団体の支援にも努めているところでございます。

今、議員おっしゃられた地域分権ですね、これはまちづくり基本方針の中においても非常に肝となる部分だろうと思っておりまして、改訂前のまちづくり基本方針としては、今おっしゃられるように財源の移譲、権限の移譲などについて書いておりまして、今回、その考え

方につきましては、財源の移譲については、団体の組織強化、そして、柔軟な取組の推進を図ることを目的として平成30年度に団体に交付する運営交付金の増額を行いまして、各団体の裁量による柔軟な活動がよりできるように財源の確保というところを進めております。それから、権限の移譲につきましてはですけれども、一部の地域においては、地域施設の指定管理、あるいは維持管理に取り組んでいただきながら、主体的に地域の活動拠点としてそこに関わっていただいております。

ただし、各地域において、まちづくり団体の活動状況というのは様々であります。ですので、これからの考え方としては、それぞれのまちづくり団体の実情、活動状況に合った形でまちづくりを市と協働で推進していく必要があると考えておるところでございまして、今回の基本方針の改訂では、まちづくり団体が取り組んでいただいております活動の状況、そして、それぞれの地域の実情を踏まえまして、より柔軟に地域分権の推進を図っていただきたいというところでの記載を今回整理させていただいたと解釈をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

この件については、最後にこれは要望ですけど、まず、6月に出されたのは郵送で出されているということです。各まちづくり団体の方々もまだ理解するところまでいっておられませんので、この辺りはしっかりとタイミングを見計らって説明していただいて、もう少し地域分権の在り方ということも議論できるように、それともう一つは、21団体の横のつながりというのはあるようでないので、ここは年何回かはやっていただいて、かなり温度差がありますから、少しずつ全体が同じ方向を向くようなまちづくり協議会にさせていただくように要望いたします。

次に、行政区の在り方の件なんですけど、先ほど市長答弁がありましたように、行政区活動支援等検討委員会というのが設置されております。これについては、報償費と処遇の見直しという2点で今後検討されるということで、これについてはお聞きしません。

実は行政区の在り方を少し御紹介したいんですが、私のところが新町というところで70世帯です。それから、隣は東京町で20世帯、それから、西京町というところが約80世帯、全部で170世帯ぐらいですね。そこは全て、今年の3月、2月になり手がないということで右往左往したことがありまして、何とかならんかという相談もあったり、1回ちゃんと考えましようということで、行政区の在り方を考える会ということで何度か総務課長、係長も入っていただいて検討はしております。

その考え方としては、行政区長をその3つの中で1人にするにはどうしたらいいか。まずは自治会の仕事、それから、行政区としての仕事——市からの仕事ですね、ここをしっかりと

分析して、こちらの仕事とこちらの仕事をきっちりと分けられないので、行政区の仕事は1人が全部やる方法はないかというところからやっちはいるんですけど、やったらやっただ、今度はその1人にかかなりの重荷がかかってきたと。ただ、件数で重荷がかかる分は全くいいんですが、同じ町内の方と違う町内の方の距離感というのが一つネックになっています。同じ町内でしたら大体100%知っているんですが、隣の方は50%しか知らない、60%しか知らないということがございますので、なかなか困難を極めているというか、そういう状況にあります。

それで、まずお聞きしたいのは、行政から見て、統合を推進される大きな理由というのは何でしょうかね、これをお聞きしたいんですが。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

地域行政におきまして、行政区の存在は必要不可欠でございます。将来を見据えて持続可能な行政区運営を維持していくためには、地域活動の在り方について、再編も含めて検討していく必要があろうということで考えておるところでございます。

行政区の再編については、地域の現状や将来をその地域で共有していくということがまずは一番大事なことではないかと思っております。再編については、行政区活動の枠組みが大きく変わる問題でございますので、地域での検討をしっかりと踏まえていただいた上で、行政としても検討段階から一緒に入りまして、必要な支援をしっかりとしていくということで考えておるところでございます。

○8番（高橋信広君）

課長、ちょっと質問をもう一回言います。

行政から見て、統合再編することがどのような――効率面とか、そういうことをいろいろ言われるでしょうが、統合することによって具体的にどういうことが見込まれるんですか。要は我々というか、それぞれの自治会から見たら、確かに手不足等いろいろありますけど、統合したほうが大変なんですね。そういうことを考えると、お互い譲ることは譲りながら、メリット、あるいは効果があるというところがないと前に進まないとは私は思っていますので、まずは行政としてどういう効果を見込まれているのか、極端に言えば経費削減ですよと、そういうことも含めてここをお聞きしたいんですが。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

行政としてのメリットということでございますが、一般的には行政の効率化を図っていくことが目的ということで考えてはおります。ただし、そこには先ほど議員言われました行政区だけの組織としての問題ではなくて、町内会であるとか地縁団体の活動が、役割的には当

然違いですが、活動の実態としては表裏一体ということになっておるかと思しますので、そういったところを解決していく必要があるかと思っておりますのでございます。

○8番（高橋信広君）

まず、行政区という捉え方ですね。行政区というのは、今回、行政区設置規則と行政区長要綱というのが変わっていますが、行政区の定義としては市が区域を画するという定義をされています。要はエリアのことです。ということは、自治会からお願いするようなことじゃないんですね。要するに市のほうがこのエリアをこうしましたよと言言っていたら解決できるような内容だと思っておりますが、その辺りの考え方、総務部長はいかがですか。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

いわゆる地縁団体と行政区ということで、そもそもの違いといいますか、そういう部分については議員おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、そこで地域、いわゆる歴史的、伝統的なつながりがあって、これまで長く続いてきた地域の運営をしていただく住民地という形で、自分たちで活動していただくためには何らかの関係性が非常に重要だと思っております。我々行政としては、そこに行政区長という役職を置いていただいて、そこで活動していただくというのが今日これまで来た流れだと考えております。

そこで、エリアを決めるというだけであれば、それは一応線を引くということは可能でありましょうが、実際にそこを運営していく、つながりを持って、連帯感を持って地域を残していくという形の考えであれば、その部分についてはしっかりとした土台が必要だと思っておりますので、そういう意味でやはり一体的なものとして私どもとしては認識をしているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

この考え方ですね、行政区長会に配られている委嘱のときの資料によりますと、行政区は原則として町内会または自治会と同じ範囲内に設定しており、1つの行政区には1つの町内会または自治会が存在しています。米印で、行政区の統合を行った行政区は除くと。

それから、ちょっと間違いと私は認識しますが、町内会長または自治会長は地縁団体の長と行政区長を兼務している場合が多いと。これはどう考えても誤りで、地縁団体の長が町内会長でありますので、行政区長は町内会長または自治会長を兼務している場合が多いという言葉が正しいと思います。それから、まちづくり団体の先ほどの基本方針の中には、自治会とは、自治会の区域を行政区と位置づけ（一部を除く。）、自治会長に行政区長職を委嘱する。ほとんど自治会長と行政区長は一緒というふうに多少ばらばらになっているので、この

辺はぜひ整理していただいて、自治会長とは何で行政区はどうだというところがどうも明確になっていないところに少し問題があるのかなと感じておりますので、整理していただければと思います。

そういうことで、統合についてはこれから当然私たちのところばかりではなくて、10世帯、20世帯——10世帯のところはないかもしれませんが、20世帯前後のところは少し出ておりますので、最終的にはどこかで統合と。ただし、この統合というのは、地元で統合しようというのは10世帯を切ったときとか、そういうことじゃないと多分そういう議論にはならないと、いろいろ聞いている限りではですね。やっぱり地縁団体をしっかり守ろうということが基本ですから、少なくとも地縁団体での統合というのはある意味あり得ないと思っておりますので、そういうことを含めて行政区の在り方をぜひ考えていただきたいんですが、最後に市長、その後、この件でもし御見解がありましたらお願いします。

○市長（三田村統之君）

関係行政区には大変御迷惑をかけておりますけれども、これからの時代、日常のいろんな地域の問題を実施していく上で円滑にしていかなければならないというのは当然ですが、今一番問題なのは災害が発生したり、あるいはまた、災害でも豪雨とか台風ですとか、あるいは火災とかいろんな災害が発生しやすい、そしてまた、その他の様々な事象も起こりやすい時代でありますので、やっぱり地域の人たちの絆というのが一番大事なことじゃないかなと。お互いに助け合っていく、何かあったときは隣の行政区であろうとどこであろうとみんなで協力して助け合っていく、そんな時代ではないかなと。そういうことをしっかり私たちは考えていかなければならないのではないかと考えております。

地域の中で様々な問題があるということは十分承知しておりますし、長い期間での課題でもございますので、その辺りをいろんな意味で十分御理解いただいて、ぜひそういう方向でいっていただければ大変ありがたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

これにて終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時22分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

6番田中栄一議員の質問を許します。

○6番（田中栄一君）

皆様こんにちは。6番田中栄一でございます。よろしくお願いします。

さて、八女市における新型コロナウイルス感染症は、昨年2月に最初の感染が確認されてから、現在までに512人の方の感染が確認されております。特に今年8月から9月にかけての第5波では52%、266人の方が感染されました。現在では収束しつつあるとは感じておりますが、新たな変異株、オミクロン株が国内でも確認され、その脅威の感染力による第6波の心配もある中、3回目の追加ワクチン接種や災害の復旧など、コロナ禍の中で沈滞した地域経済や暮らしの生きがい、希望をどう立て直していくかという今後の行政課題に対し、行政、議会が密に連絡を取って対応していかなければなりませんし、市長の手腕にも期待するところでございます。

それでは、テレビ共聴施設についての質問に移りたいと思います。

この質問は、初めての質問じゃないかと思っておりますけれども、山間部ではテレビ電波を受信できるところが限られるため、個別のアンテナから共聴アンテナへ昭和45年頃から移行が進みました。平成23年には電波のコード利用のためにアナログ放送が地上デジタル放送に完全移行し、10年が経過しました。デジタル放送は、雑音やゴーストのない高品質な映像と音声、そして、大容量のデータを送受信できることから、これからのICT時代には欠かせない存在となっています。そのようなアナログからデジタルへのテレビ革命の中で、新設移行時には国庫補助があり、また、NHK放送の難視聴地域対象の点からも、受益者負担はそうなかったと記憶しております。しかし、補助制度がなくなった現在、日常のテレビ共聴施設の補修、管理費に加えて、光化改修など大規模な改修には莫大な費用を要し、加入者負担も相当額になるようでございます。

近年はスマートフォンの普及とともにネットで情報を得ることも簡単になりましたが、高齢者にとってのテレビは台風情報など重要な情報収集のツールであり、絶対に欠かせないものです。しかし、年金暮らしの世帯にとっては、補修、管理費に加えて、大規模改修費用の負担は日常の生活費を圧迫するもので、改修を予定されている地域の方からはどうか補助をしてほしいという悲痛なお願いもあっております。そのことを念頭に質問いたします。

まず、市内におけるテレビ共聴施設の実態はどのようなかということです。

ここに実態調査資料を頂いております。資料の作成に当たっては、8月初旬に共聴施設の実態調査を依頼していましたが、その直後に豪雨災害が発生し、大変お忙しい中に担当課と各支所には御苦勞をおかけしました。感謝申し上げます。

調査いただきました資料では、79施設のうち、29施設は光化改修が終わっているようですが、まだ複数の共聴施設組合が、大容量通信が可能な光化へと改修を予定されているところもあるようです。実態調査の概要について説明を受けたいと思います。

次に、テレビ共聴施設の補修や自然災害、光化改修に対する国県補助制度はあるかということですが。

共聴組合の多くは、地上デジタル放送への移行に合わせて施設の改修整備を行っており、約10年が経過しています。受信施設の耐用年数は15年から20年と言われており、多くの組合において、今後、大規模改修の必要性が見込まれます。また、近年の自然災害等の影響による施設の修繕費等が、加入世帯の減少が進む組合にとっては大きな負担となっているのです。平成23年のデジタル放送への完全移行を推進するため、総務省では辺地共聴施設デジタル化改修に対する補助制度がありました。NHKにおいても、自主辺地共聴施設に対する技術支援と経費助成がありました。現在はどうか、何かしらの国や県の補助制度はないものか、お尋ねします。

3点目に、他の自治体ではテレビ共同受信施設改修等事業補助金制度があるが、本市では考えられないかということですが。

私が調査した中では、相当数の自治体が老朽化や光化改修などの大規模修繕、あるいは事故や自然災害等による小規模修繕等への補助制度がありました。同様の補助ができないものか、お尋ねします。

あとは質問席より順次質問いたしますので、前向きの明確な答弁を期待しております。

○市長（三田村統之君）

6番田中栄一議員の一般質問にお答えをいたします。

テレビ共聴施設についてでございます。

まず、市内におけるテレビ共聴施設の実態はどうかというお尋ねでございます。

テレビ共聴施設とは、放送の難視聴解消を目的として、受信環境のよい場所に設置したアンテナで受信したテレビ放送電波を複数の世帯に分配し、共同で視聴する施設のことです。特に、山間部など地形的な要因で放送電波が弱く、テレビが見えづらい地域に難視聴解消として設置されているテレビ共聴施設は、市内に79施設が設置されていることを確認しておりますが、この共聴施設については、施設利用者による組合組織が維持管理されているところであります。

次に、テレビ共聴施設の補修や自然災害、光化改修に対する国、県補助はあるかというお尋ねでございます。

現在、テレビ共聴施設の経年劣化や光ケーブル化による改修費用、自然災害による修繕費用などについて、国、県からの支援制度はございません。

次に、他自治体ではテレビ共同受信施設改修等事業補助金制度があるが、本市では考えられないかという御質問でございます。

テレビ共聴施設の改修等については、それぞれの共聴施設組合の判断で、計画的に改修等

に必要な経費相当分の積立てや必要に応じた拠出により対応されており、既に施設の光ケーブル化改修工事を終了されている共聴施設組合もございます。

このような状況であることから、テレビ共聴施設改修等への支援については、これまでの自主運営の経過や他の住民との負担の公平性、他事業とのバランスなどを考慮する必要があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（田中栄一君）

1点目の市内におけるテレビ共聴施設の実態はどうかということについてお尋ねします。

現在、八女市内の地上デジタルテレビ放送受信の形態には2つの方法があります。

1つは、デジタルテレビ中継基地から直接受信する方法。総務省の資料によりますと、八女市内には黒木デジタルテレビ中継局をはじめ7つの局があり、5,206世帯が受信されています。旧八女市管内は、九千部山や大牟田の甘木山にある中継局を直接受信されています。この中継局はNHKや民放各局が運営しておりますので、もちろん受信者の負担はありません。

問題は2つ目の受信方法で、共聴施設による受信でございます。これは、中継局でカバーできない世帯をそれぞれの地域で任意組合をつくって施設を整備し、保守管理を行っておりますので、各世帯では3千円前後を年間に負担しています。もちろん大規模改修時などは別途負担金を積み立てて財源確保に努められております。

共聴施設の調査資料では、黒木は30施設で加入世帯数は1,427世帯、以下、立花が15施設で834世帯、上陽が10施設で517世帯、矢部が10施設の225世帯、星野が14施設の473世帯、合計で79施設の3,476世帯ということです。私自身も共聴組合の組合員ですけれども、この数字を見て、中山間地域がテレビの受信に金銭的にいかに苦勞されているか改めて認識したところですし、共聴施設以外との不公平感というものを強く感じ取りました。

副市長、この数や負担金についてどのように受け止められましたでしょうか。率直な感想をお聞かせください。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

それぞれのエリアのところで電波の届きにくいところがある中で、国の施策において基幹のアンテナ等、そこから個別のおうちに映るよという施策が進められてきております。八女市においても3,500余りのところが共聴施設でテレビを御覧になっていると。

そういう中で、設置のときの経過はいろいろあるようですけれども、皆さん方でそこを自主運営してやっというかと頑張ってくださいとおると。そういう中で、月々自分たちで積立

てをされて運営していただいておりますのは非常にありがたい話だと思っております。

○6番（田中栄一君）

先ほど中継局のお話をしましたけど、ちょっと御披露だけさせていただきます。

まず、黒木中継局ですけれども、これは黒木中学校の川向かいの山の上にあります女郎岳というところですが、ここが2,660世帯。それから、黒木谷、これは星野の高峰西にありますけれども、238世帯。それから、筑後矢部、これは矢部の城山にありますけれども、501世帯。それから、上陽、上陽の北川内西高地というところに661世帯。星野は、また星野ですけれども、本星野の北にございます、356世帯。八女の山内、これは牛山というところですかね、429世帯。立花の兼松、これは百田山、361世帯。7局で5,206世帯。共聴施設に加入されている以外のところは、先ほども言いましたように脊振山系の九千部山、あるいは大牟田の甘木山、これを受信されております。

この中継局をそれぞれに、ある程度の件数が必要なんでしょうけれども、これを誘致していただければありがたいんですが、それでもテレビの受信ができないところは残る。隅々までこの電波というのが届きませんし、デジタル放送に変わってから電波の形態が変わりましたので、直進性が強くて、影になるところはなかなか受信できません。こういった問題がございます中で、共聴施設については同軸ケーブルでやっていたやつが経年劣化しまして、今度、大規模改修で線路を引き直すという作業、それ以外に、デジタル放送ですから、場所の変更も必要になっております。そういったやつについては、多分デジタルへ移行したときに対応されていると思うんですけれども、そのときは同軸ケーブルでしたので、それに附属する設備が大分変わります。例えば、同軸ケーブルは減衰がひどいので、減衰率ですね、衰えるやつ、途中途中にブースターという増幅器をつける必要があります。それと、電波形態が違いますので、各家庭には今度は変換器が必要です。そういった部分で相当の費用がかかるということでございます。

そういう中で、補助制度の話になりますけれども、答弁では、国、県からの支援制度はないということでございます。つまり共聴施設の補修などへの補助制度は、国、県には現在全くないということで、これは理解いたします。

私は平成27年9月議会で、防災ラジオの脆弱さを訴え、完全無欠ではないので、複数の通信ラインを確保する必要があることを申し上げました。答弁では、エリアメールの配信もやっているのだからカバーできているようなお話でありました。それでも、やっぱりこのエリアメールでも弱点はあります。

また、平成30年12月議会では、八女市には光ケーブルも——これは残念ながら八女市の所有じゃなくて、IRUでNTTドコモの所有になっておりますけれども、この光ケーブル網があるので、これを利用した双方向通信ができるケーブルテレビの提言をしたことがござい

ます。当時は勉強させていただきますという答弁で終わりましたが、こういったものがあれば、災害時の情報収集手段として、FM八女と並行して二重、三重の手当てができて、かつ共聴施設などは不要となり、個人の負担もなくなるのではと思っております。

先ほど申しあげました総務省の「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業というものでございますが、この事業は、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像、4Kとか8Kとか言われるものでございますけれども、この視聴環境の構築に資することを目的としております。しかし、これはケーブルテレビネットワークに関するもので、今回私がお尋ねしておる共聴施設の部分については非該当になるようでございます。

研究を進めてみる価値はあると思いますが、その後の進展も含めて、考えをお尋ねします。これについては、FM八女担当でもございます防災安全課、そういったところでの二重、三重の通信ラインの確保についてのお考えなりお持ちでしたら、ちょっと一言でいいですから、お尋ねしておきます。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

近年、災害が激甚化しておりまして、災害の大きさ、種類等によりましては、現在整備しております災害情報を伝達する媒体の中で活用できないものも出てくる可能性があるのと、そのように認識をしておるところでございます。

このような中で、本市では災害時の情報伝達手段といたしまして、先ほどおっしゃいました防災ラジオ、八女市公式LINE、エリアメール、県防災メールなど、様々な媒体を整備してまいりました。また、今年度もdボタン広報誌や避難者アプリVACANを導入したところでございます。また、防災ラジオの入りづらい場合の対応といたしましては、避難対策工事を行い、その解消に努めてきたところでございます。

今後とも、現在整備しております情報伝達的手段に特化せずに、あらゆる調査を行いながら新たな情報伝達について研究をしてまいりたいと、そのように考えております。

○6番（田中栄一君）

ありがとうございました。今、dボタン広報誌のお話が出ました。これはテレビが映らないと視聴することはできません。要するに、情報が入らないという状況になってしまいます。

そこで、副市長にお尋ねします。

先ほど提言しましたケーブルテレビネットワーク、これについて研究を進めてみるようなお考えはございませんか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

現在、先ほど防災安全課長が御説明しましたように、今、FM八女なり、dボタン、LINE、SNS等での情報発信をさせていただいておるところです。

ケーブルテレビ等につきましては、八女のエリア等を含めて費用対効果が非常に大きな問題だと思います。現在でも光ケーブルをつなぎながら進めているところですので、まだそこまでは考えを持っておりません。

○6番（田中栄一君）

考えはないということですが、やはり先ほどお話ししましたように、災害時は複数のラインは絶対必要だと。地域の情報を収集するためにも、そういった部分については必要だと思っております。

そういうことで、現在は考えていないという御返答でございますが、やはり広大な八女市であるからこそ、しかも山間地を抱えているからこそ、災害時の対応というのもこういうやつが必要になるんじゃないかなと十分考えております。費用対効果が見合うかどうかというのは研究を進めてみないと分からないと思いますので、そこら辺、担当課あたりでもしっかり費用対効果なり、やる、やらんを言う前に、研究を進めていただきたいなと要望をしたいと思っております。

次に進ませていただきます。

3点目、他自治体ではテレビ共同受信施設改修等事業補助金制度があるが、本市では考えられないかということです。

共聴施設の実態調査では、光化改修の予定が8施設ありますが、その関係者から、現在積立てを行っているが、高齢の年金生活者には大変なので何かしらの補助がないかという問合せがあり、調査いただいたのですが、国県の補助制度は全くないということですし、市にもそういった補助制度は現在のところありません。

答弁では、それぞれの組合判断で計画的に経費相当分の積立てや拠出により対応されている。また、既に光ケーブル化改修工事を終了されている組合もあり、これまでの自主運営の経過や、ほかの住民との負担の公平性、他事業とのバランスなどを考慮する必要があるということで、私からしてみれば、やんわりと否定されたわけで大変残念でございますが、補助制度がないから苦しい家計の中から捻出して積立てをされているということを見過ごしてはいけないと考えます。

そこで、ほかの住民との負担の公平性、答弁にありましたこの負担の公平性というのは何を指しているのかということでお尋ねしておきます。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

市長の答弁の中でございました他の住民との負担の公平性ということでございますけれど

も、こちらに関しましては、議員お手元にございますとおり、9月に行いました市内におけますテレビ共聴施設の実態調査から見受けられることは、79のテレビ共聴施設があるということをございましたが、既に31の共聴施設につきましては、地元の組合のほうで長年かけて毎月毎年積立てをされた金額において光化工事を対応されてきているという経緯もございます。そういったことを考えて、他の住民との負担の公平性ということで今回説明させていただいたところをございます。

以上です。

○6番（田中栄一君）

今、実態調査で、光化改修が終わっているところは31組合と申されましたけど、この資料で集計した段階では28施設なんですけど、そこは確認をお願いします。

要するに、共聴施設の改修が終わっているところがあるから、そこに補助していないから今後も補助しないよというお考えみたいなんですけど、受信施設の耐用年数というのは15年から20年と言われております。多くの場合において、今後も大規模改修の必要性が見込まれることを申し上げました。現在までに改修が終了しているところも、また改修する日がめぐってくるわけをございます。負担の公平性はその時点で解消されると思っておりますが、いかがでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

市内にございます79の共聴施設を2つに分けて説明させていただきたいと思っております。実はこの中で、NHKと地元の自治体でされているNHK共聴施設組合が57、その他、自主共聴施設が22ということをございます。NHK共聴施設につきましては、お話を伺っておりますと、先般からNHKでは今のケーブル、同軸ケーブルから光ケーブルへ敷設する大規模改修を行いたいということで、各共聴施設組合のほうに説明にお伺いされていると伺っているところをございます。

この光ケーブル化をしたいという理由は、一番はやはり今の同軸ケーブルと言われている銅線のケーブルがなかなか今後入手しづらい状況になっていること。また、メリットといたしましては、光ケーブル化をすることで、落雷とかそういったものによる故障が少なくなること。また、組合所有の柱とかが不要になって、将来、改修費用が地元負担にかかることがないように軽減されること。こういった理由で、NHKのほうは今各共聴施設組合とお話をされて、順次、光ケーブル化の改修工事をなされているということでお伺いしているところをございます。

そのときの費用負担でございますけれども、地域によって違うということをございますが、1世帯当たり平均60千円から70千円の加入者負担というのが求められているところをござい

まして、実はこの60千円から70千円の負担というのがどれだけのものかといいますと、例えば、市街地に住まれて一戸建ての住宅を建てられる方がアンテナを設置しようとした場合も実は同様の金額がかかるということでございますので、平地に住んでいらっしゃる住宅を建てられるときのアンテナを立てられる費用と、今回、NHKが光化工事をされる際に1世帯当たり求められている金額に対しては差がないと思っておりますので、こちらに関しましては公平性が保たれているものだと思っておりますのでございます。

以上です。

○6番（田中栄一君）

今言われましたように60千円から70千円かかる、一戸建ての家を建てるときにもテレビ受信にその程度かかるから、そういった部分ではバランスが取れているということですが、肝腎なのは、共聴施設は維持補修が要るわけですね。共聴施設というのは、アンテナは山の山にあります。先ほどもちょっと同僚議員のところも、今、4共聴施設が1共聴施設に統合して話を進められているということなんですけれども、それは何でかということ、線路の管理が非常に厳しくなって、樹木が茂ったりいろいろしたらそれを伐採せないかとか、そういう管理に非常に手間がかかっています。そういう手間、あるいはちょっとした修繕とか、そういった部分についても、いざというときのための積立てというのを必ずやられております。それは一戸建ての家でも同じだよというお話をされると思っておりますけれども、そういったことがあることもちょっと考えておいていただきたいなと思っております。

それからもう一点、他事業とのバランス、これについては今言われたようなことなんでしょうか。ということになりますと、経費等は一戸建ても共聴施設も1件当たりは変わらないよという話になるんですが、先ほど言いましたように、それ以後の維持経費というものを常に考えとかないかということであれば、外部アンテナも必要かどうか分かりませんが、平地の部分と、それから、中山間地域というのが逆にアンバランスになっとるんじゃないかという思いもしております。ここら辺をあまり突き詰めても、意見は平行線をたどるだけでございますので、ここで切り上げます。

次に、ほかの自治体では補助制度があると申し上げました。私が調べた中で事例を二、三、申し上げますと、まず、熊本県天草市、これは制度自体は平成27年1月1日に施行されまして、最近では平成30年4月1日に改正施行されております。内容は、共聴施設の一部を改修、または全部を置き換える場合に、1戸当たりの負担額が30千円を超えるものについて2分の1の補助制度がありますと。

それから次に、大分県宇佐市では、つい最近、令和3年6月14日に制度が制定されまして、7月1日から施行されておりますが、ここは大規模改修の場合は、対象経費から組合戸数に60千円を乗じた額を差し引いた額の3分の2を補助し、限度額は1,000千円、小規模改修の

場合は、組合戸数に10千円を乗じた対象経費を超えた分の2分の1で、限度額が200千円となっています。

この2市の制度を合わせたような補助制度であれば、市の財政負担も少なくて済みますし、かつ関係者も負担の減少につながるということで喜ばれると感じております。ほかにも、高知県香美市、千葉県芝山町、北海道北見市など、多数の自治体が同様の内容で補助制度を設けているわけです。

私は全ての経費を補助してほしいと言っているわけではございません。ほかの自治体並みに八女市でもできるはずですし、逆に住民負担の公平性というものを考えるならば、しなければならぬんじゃないかとも思っております。

最後に市長の決断をお尋ねいたします。

○市長（三田村統之君）

今、担当部局から御答弁申し上げましたように、状況としてはそういうことでございますので、今後の課題として念頭に置いておきたいと思っております。

○6番（田中栄一君）

なかなかいい御返事が聞けないけん、1回ぐらいじゃ、そのくらいのあれだとは思いますが、昨日の同僚議員の交通対策の質問で、不公平という言葉が出ました。私は中山間地域はととてもすばらしい環境であると思っておりますし、愛着があります。しかし、今申していますテレビの受信とか、生活道路の管理が大変、買物が不便、交通が不便など、居住環境、居住条件が平地と比べるととても不利な地域でもあります。政策面でも地域格差を感じることも多々あります。そういったところでも、農地や山林を荒らさないように、人は管理して精いっぱい生きていくわけです。

市長には、そういったところにも、人にも太陽の光と温かさが届く市政を進めてほしいということを強くお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

6番田中栄一議員の質問を終わります。

午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

○10番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。12月議会、最後の質問をいたします。傍聴席には傍聴人の方が来てい

ただいております。本当にありがとうございます。

3点ほど聞いております。

まず第1に、男女共同参画推進系の業務についてということでお聞きいたします。

女性相談業務、業務の内容について、それに、各課との連携について八女市はどう考えてあるのか、お聞きいたします。

2番目に、交通弱者、買物弱者について八女市のお考えはということで、同僚議員の方が中山間地の不便なところをいろいろ聞かれました。そのことも踏まえた上で聞いていきたいと思っております。

3番目に、八女市の教育問題について。

ずっと聞いておりますが、将来の八女市の公立小中学校の再編、あるいは不登校の児童、どう考え対処していくのか、原因についてはどのように考えてあるのか。それに、あしたの義務教育における位置づけというのを聞いていきたいと思っております。

詳細については、質問席より質問いたします。

執行部におかれましては、分かりやすい言葉、難しい言葉は言わなくていいです。きちっとはっきりと結論づけたことを言っていただきたいと思っております。よろしく願います。

○市長（三田村統之君）

10番牛島孝之議員の質問にお答えをいたします。

まず、男女共同参画推進系の業務についてでございます。

女性相談業務について及び業務の内容についてにつきましては、一括して答弁いたします。

平成28年度から平成30年度までは、女性相談についてはNPO法人に委託し、主に電話相談を受けておりました。

平成31年度からは、本市に専任の女性相談員を設置し、電話相談だけでなく、来庁されての面接相談や訪問相談、女性保護施設への入退所支援等を行っております。相談内容としては、DVに関するものが多く、ほかには家族関係や離婚等の相談もあっております。

次に、各課との連携について八女市の考えはというお尋ねでございます。

女性相談については、子どもの虐待が懸念されるものや生活困窮が重なっているもの等もあり、女性相談担当だけでは対応できないものも多く、他課の持つ相談体制や制度につながりながら、個々の対応で支援を行っております。

また、DV被害者支援市内ネットワーク部会を設置し、配偶者等からの暴力被害者の対応マニュアルに基づき支援体制を確認し、対応に当たっております。

さらに、警察や県の機関とも連携を図り、DV被害者の支援については、他市町村につながることもあります。

今後も、関係機関との連携を密に行い、支援に努めてまいります。

次に、交通弱者、買物弱者について八女市の考えはという御質問です。

八女市の交通網計画はどうなっているのか、デマンド交通利用者の数は、また、市内循環バスの検証はという御質問でございます。

本市では、平成29年度に安心して心ゆたかな暮らしと交流を支える使いやすい公共交通を目指し、八女市地域公共交通網形成計画を策定し、これまで様々な施策を実施してまいりました。

なお、来年度は計画見直しの時期に当たり、新たな計画策定に向けて取り組んでまいります。

次に、デマンド交通利用者につきましては、利用者数は年々減少傾向となっております。令和2年度の利用者数は、コロナ禍における人流減少の影響もあり3万6,435人で、令和元年度に比べ8,884人減少している状況です。

また、市内循環バスにつきましては、7月5日から来年3月31日までの期間で実証実験運行を行っており、利用状況を注視しつつ検証を進めてまいります。

最後に、買物難民に対する施策は考えているのかという御質問でございます。

買物代行等の具体策はというお尋ねでございます。

買物環境の在り方は、全ての人が住み慣れた地域や家庭で健康な生活を送るための重要な要素であります。

市では八女市社会福祉協議会と協力して、令和2年度に市内各地域の買物環境について調査を実施しました。それによると、現段階では自助や互助によって買物はできているという状況でしたが、高齢化や人口等の地域の現状を踏まえて、継続して今後の状況を注視していく必要があると考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

3、八女市の教育問題について、(1)将来の八女市内の公立小中学校の再編についての考えは、ア、校舎建設に合併推進債の利用はできるのかのお尋ねです。

公立小中学校の再編につきましては、児童生徒にとって望ましい学習環境を実現するために、八女市立学校再編整備基本構想に基づいて進めてまいります。

また、教育施設の環境整備等につきましては、合併推進債の対象となっております。

次に、不登校の児童生徒数及び原因の把握はできているのか、また、その解決についての施策はとのお尋ねです。

不登校児童生徒の状況及び原因につきましては、各学校から毎月提出される月例報告で把

握しております。

不登校児童生徒への対応策としましては、あしたば通室生への学習支援、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭児童相談室等の関係機関等との連携を図るとともに、各学校の取組への指導・支援、千葉大学との連携による「勇者の旅」プログラムの実施などの取組を行っております。

最後に、あしたばの義務教育における位置づけはとのお尋ねです。

あしたばは、不登校状態にある児童生徒に対して、学校への復帰を目指して指導及び助言を行うことを目的として設置された適応指導教室でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（牛島孝之君）

男女共同参画推進業務ということでお聞きいたします。

女性相談業務ということでお聞きしますけれども、資料を頂いております。相談件数、令和2年度174件、令和3年度（10月末現在）で102件、これを見ますと、平成28年度は電話相談だけだろうと思いますので、44件となっています。確かに相談員さんを置かれたことによって相談業務は増えておるようでございます。

お聞きしますけれども、この中で、DVとかいろいろあります。DVは、課としてはどの課でしょうか、お聞きします。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

DVに関することは、私どもの男女共同参画推進係を持っております人権・同和政策・男女共同参画推進課でございます。

○10番（牛島孝之君）

次に、この中で相談として、離婚、あるいは家族関係、生活困窮とありますけれども、どの課が担当なのか、教えてください。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今おっしゃられた離婚関係、家族関係、それぞれ個々の相談内容といたしますか、事例によって変わってくるものがあると思います。単純に離婚だけの手続上のお話でしたら市民課のほうにもおつながいたしますし、離婚の問題の絡みで住民票とか戸籍とか、そういった関係もでございます。それについても市民課とも話し合っておりますし、いわゆる家族関係ということであれば、女性問題が伴った御家族の問題、高齢者もありますし、お子さんの問題もありますので、それぞれの担当のところとも連携しながら相談のほうは受け付けておりますし、つないでいるところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

なぜこういうことを聞くかといいますと、やはり相談の中にはいろいろな相談、DVで見た、あるいは離婚問題で見た。ところが、そこに家族、子どもがいると。小学生、中学生、あるいは、まだ下の子ですね。そうなれば、恐らく幼稚園、保育園までは子育て支援課でよろしいですか、いかがですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

DV関係ですけれども、言わば子どもさんの前で夫婦げんかをされる、子どもさんの前でDVをされる、このこと自体が面前DVでございます。心理的虐待でございますので、子育て支援課のほうの担当になるところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

次に、それより年長、要するに小学校、中学校、こういうDV、あるいは離婚問題、これが不登校の原因になる可能性もあるわけですよ。その場合には担当課としては学校教育課でよろしいでしょうか、いかがでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

DV等の発見と申しますか、学校のほうで分かった場合、子どもたちへのDV等につきましては通報する義務もございますので、うちのほうでこれまで対応してまいっております。それが原因で不登校になるということも考えられることでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

具体的な数として相談員さんが相談を受けられて、はっきり不登校とは言いませんけれども、それらしきものという場合には、その相談員さんと一緒に学校教育課の担当者が相談を受けるわけですか、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

学校の中で一緒に相談したこともございますし、相談員さん等が学校教育課に来られて相談したこともございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

それこそ女性相談業務ということで聞いておりますけれども、この中に女性相談員の概要

として、女性相談員は云々かんぬんとあって、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条、これも男女同権だろうと思います。昔は夫から妻に対する暴力、今は男女同権ですので、妻から夫に対する暴力、それもなきにしもあらずとっております。

その場合に、女性相談員さん1人でその相談が果たしていいのか、部長、そこら辺についてはいかがお考えですか。

○市民部長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

現在、女性相談員という位置づけをさせていただいておりますが、まずもって御相談にお見えになった場合、女性の割合のほうが多いございますが、全国的には97%から98%が男性から女性に対して、残りが女性から男性に対してということでお聞きをしておりますが、まずもって相談につきましては、男女共同参画推進係のほうで相談を受け、それぞれ県等々を含めてですが、関係機関と連携するという形態を取らせていただいております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

確かに、女性が受けるDVのほうが割合としては当然多いとは思っております。

次に、業務内容といたしまして、女性のための電話相談及び面接相談や女性保護施設への入退所支援と書いてありますけれども、女性保護施設というのは具体的にどのようなものでしょうか、お伺いします。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

相談者の状況により本人の希望を前提として一時保護などが必要と判断した場合には、福岡県にございます女性相談所のほうにつなぎ、保護の可否を伺っております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

今度16日にひまわり園の落成式ですかね。

お聞きしますけれども、20戸が10戸に減ったと。1つの部屋にお風呂もつくから当然ですけども、今現在、ひまわり園は何名、何世帯といますか、どのくらい入っておりますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

12月1日現在でございます。8世帯の子どもさんとお母さん、合わせまして20人でございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

それこそコロナ禍によって生活困窮家庭が非常に増えていると思います。今までは見に来られたけれども、風呂が共同浴槽だったと。いや、これはということで入所されていないと。今度できたけれども、このまま8戸が入れば2戸しか空いていない。

以前もお聞きしましたが、児相まではいかんけれども、子どもの保護のためのシェルターの的なもの、そういうものは子育て支援課として今後考えられますか。シェルターの的なもの、要するに一時避難場所、いかがですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

12月1日現在で8世帯、20人と申し上げましたけれども、実質、自立を考えていらっしゃるところが2戸ほどございます。まず、帰ってお見えになるのが6世帯ほどになるのかなということで今見込んでいるところでございます。

子どもたちの一時保護ということで今のお尋ねでございますけれども、母子生活支援施設がその拠点となり得るのかというところでは、急遽相談等があれば一時的な受入れも可能でございます。さらには、児童相談所、養護施設あたりでの一時保護というふうな形になっていこうかと思っております。

今後を含めて、そのような需要も増えてまいる状況ではあるのかなということは考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

それこそひまわり園については、市長の英断によりまして現在改修が行われております。

市長にお聞きしますけれども、今、課長としてはそういうシェルター、一時避難所的なものも将来は考えなくちゃいけないという答弁でございましたけど、市長はひまわり園について、将来、一時避難所的なものとして利用、お考えはいかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

正直申し上げまして、福岡県全体のことについては、大変御苦勞いただいている、悩んでいる母子家庭の皆さんというのはたくさんいらっしゃる。しかし、なかなかこの施設については、御承知のとおり、大牟田市も閉鎖しました。ですから、県下にも数少ない施設でございまして、だから、八女市のひまわり園の施設に入所する方も八女市外の方が結構いらっしゃるわけで、本来であればそれぞれの地域別に、エリア別に、県が積極的に設置をすることが私は当然だろうと思っております。そういう厳しい中で、八女市にはひまわり園というのを造って、皆さん方の御理解をいただいて運営しているわけでございますので、これをさらに投資して拡大してやっていくというのは十分考えなければならない、県とも協議をしなければ

ばならない、県の考え方も聞かなきゃならない。むしろ県が積極的にこの課題については取り組むべきであろうと思います。

例えば、県南に1つしかない、その1つの施設で対応できるなんていうのはあり得ないわけでございまして、今後はさらにこういう方々が増えてくる可能性も十分あるわけでございますので、それはそれとして私どもは尊重して、できるだけの対応をしなければならないと思いますけれども、基本的には、私としてはやはり県がしっかりした計画を立てて、全県的に配置できるような、対応できるようなことを考えてもらわなきゃならないんじゃないかと思っております。

今、牛島議員がおっしゃるように、できるだけ一人でも多く、一世帯でも多く協力をしたという気持ちはありますけれども、なかなか八女市だけで対応するというのは非常に厳しいものがあると思います。

○10番（牛島孝之君）

副市長にお聞きします。

市長はなかなか厳しい、これは県がすべきだろうということで答弁いただきましたけれども、県のOBとして、OBですので、ぜひ県にそういうことをしっかり言っていただく、それについてはいかがですか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

今、市長が答弁いただいたように、そういう思いであるというのは私たちも一緒ですので、機会あるごとにそういったお話はさせていただきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

最後に、やはりこういう相談業務というのは、課、縦割りじゃなくて、本当に八女市全体として、その相談される方に今後も対応していただきたいと思っております。

次に、交通弱者、買物弱者ということでお聞きしますけれども、同僚議員も聞かれました。特に山間部、バスがなかなか来ないと。今朝から資料を頂いたのがタブレットに来ていましたので、プリントアウトしましたら、もらったものよりも非常によく、線の色まで出ておりました。頂いたのは真っ黒というか1色でしたので、なかなか分かりにくかったけれども、タブレットに流れておりますと非常に分かりやすい。

この時刻表なんかを見ますと、黒木までは結構あるんですね。黒木から先がやっぱり、矢部、星野、上陽、白木、それと平山温泉まで行っておるようですが、なかなかそれがありません。これは当然、堀川バスさんでしょうけど、採算が合わないということがまず前提にあるのかなと思います。

それと、デマンド交通が答弁の中で、コロナの影響もあるでしょうけれども、令和2年度

が3万6,435人で、令和元年に比べ8,884人減少と。確かにコロナの影響もあったでしょう。3密はいけないとか、そういうことがあったとは思いますが、この利用者に対して、要するに、同僚議員も聞かれましたけれども、ここまでしか行けないと、ここからはまた別の路線に乗ってもらわなきゃいかんと。非常に不便であるという声は随分前から出ておると思っています。それについては今後どうお考えですか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

お尋ねの件は、乗合タクシーのエリア越えというか、例えば、矢部から黒木へとか、星野から上陽、八女へというところの御質問だと思います。

御存じのとおり、乗合タクシー、10年前に開始をしまして、合併前の各自治体が持っていました福祉バスという定時定路線の巡回性のあるバスの問題から、利用しやすいドア・ツー・ドア、または1時間に1本、さらには低運賃というところを掲げまして始めさせていただきました。

開始当初は福祉バスに比べ利便性が高かったということで利用者の方も増えて喜ばれていましたけど、さらに、その先に見えてきた部分として、今御指摘のエリア越えという部分が出てきています。

ただ、この制度を始めましたときから、乗合タクシーは地域内の行き来に使っていただく、それを結ぶのが幹線の路線バスであると位置づけをしておりますので、そういった部分の位置づけに基づいて現在運行させていただいております。

ただ、議員が言われますように、御要望につきましては多く承っている部分がございますので、来年度網計画の見直しをする中で、1つは住民の意見を聞きながら、もう一つは、そこを運行する事業者の方、そういった方々の意見も聞きながら今後の施策に反映させていただければというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○10番（牛島孝之君）

それこそ、この資料の中の羽矢線、羽犬塚から矢部のようですけれども、黒木までは時間帯も結構あるんですね。ところが、矢部まで行くのが、黒木を出て、7時32分1本、9時59分1本、13時19分、15時09分、16時50分、17時23分、それは当然、人が少ないから採算が合わないということもあると思いますけれども、今走っているのは大型バスですか、そこは御存じですか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

現在運行しております堀川バスの路線につきましては、中型バスという表現で堀川バスのほうから聞いております。大型バスではございません。

○10番（牛島孝之君）

同僚議員が言われました、今、八女市内を回っている循環バスは非常にステップが低い。今日も法務局前を9時20分ぐらいにバスが通りました。ところが、一人も乗っておられません。よく会いますけれども、ほぼ乗っておられません。ある議員の方は初日に乗っておられるのを見ました。

なぜ3月まで延ばされたのか。確かにコロナによって、3密が嫌だということで乗られなかったのか。あれは必要経費等には、当然定額でしょうけれども、一月幾らぐらいかかっていますか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

経費につきましては、1時間当たりの借り上げ料でさせていただいています。乗合タクシーの1時間当たりの借り上げ料が2,300円をお願いしていますので、この実証運行中につきましては同様の2,300円をお願いしているところです。ほかにももろもろの経費がございますけど、その部分につきましては、例えば、バス停の部分であるとか、そういった部分はその都度協議をさせていただいて、堀川バスが出している部分、八女市が出している部分がございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

今の金額では分かりませんので、1日平均どのくらいというのをきちっと言ってくれんですか。1日に幾らかかりますと。あるいは1か月でも結構です。平均幾らかかりますと、八女市が幾ら出していますということをきちっと。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

2,300円の時間料金で、8時間お願いしておりますので、18,400円を1台当たり出しています。それを2台させていただいている状況でございます。

○10番（牛島孝之君）

1日じゃなくて、1か月平均を教えてください。1か月幾らぐらい八女市は出しますとはっきり。

○商工振興課長（山口幸彦君）

30日の場合は1か月当たり直しますと552千円ほど、31日の場合はまた増えていきますので、30日の場合、552千円の支出を1台当たりさせていただいております。

○10番（牛島孝之君）

次の買物弱者とも関連しますけれども、ここに資料を頂いております。

小売店舗数の推移、平成24年589件、これはいろいろな小売業を含めてですね。平成28年586店舗、経済センサスよりと書いてあります。これは確かな統計はないわけでしょう。お

聞きしましたけれども、商工会も商工会議所もきちっとした、店舗がどのくらい減ったとか、それはお持ちじゃないということですか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

議員御指摘のとおり、確たる数字は持ち合わせていないという状況でございます。

○10番（牛島孝之君）

それこそこれは大事なことです。確かに八女市にも土橋商店街、清水町、日の出町、大正町、いろいろあります。やっぱりシャッター通りみたいになっています。これはきちっとどこかで統計を取っておかんと、平成28年、5年前ですよ、やっぱり商工会とか商工会議所にもきちっとそういうデータを取るべきでしょうと市から助言していただいて、きちっとした統計をですね。

なぜかという、失礼ですけれども、ほとんど買うところがないと。ところが、そこに行く手段もない方が山間部にはおられるわけですよ。先ほど同僚議員がテレビの共聴施設のことで聞かれましたけれども、やはり八女市民である以上、同じサービスとは言いませんけれども、最低限のサービスは受けられるはずですよ。それは合併しましたけど、合併前からちゃんと納税の義務を果たされて、一生懸命田畑、山林を守られて、その人たちが年を取ったら、交通手段もない、買うところもない。行政が何でもかんでもしろとは言いませんけれども、やっぱりそういうのを少しでも——毎月552千円、それならこれを山間部に住んである方がどう思っていると思いますか。福島のあれだけ便利なところに循環バスを回さんでもいいじゃないかと、自分たちのところは買物にも行けないと。やはり車も今、高齢者の事故が多いので、この前もあっていたように、奥さんを乗せて買物に行ったら。もう自分も免許は返納せやんだらうと言っていた方が、免許を返納された方をはねて死亡事故になりました。ところが、山間部の方は、失礼だけれども、免許返納したら何もできんわけですよ。

まるっきり同じサービスとは言いませんけれども、やっぱり八女市民である以上、最低限のサービスを受ける権利が当然あるだろうと思います。そのためには、小売店舗の数もきちっと把握する。

そして、失礼ですけれども、次の買物弱者、これは田川市です。今朝から調べましたら、田川市が買物代行をやっているわけですよ。ただし、面積については、八女市が482.44平方キロメートル、田川市は54.55平方キロメートル、約8分の1。人口としては、今日見ましたけど、速報値で八女市が6万653人、田川市が4万6,215人と。この中に、田川市買い物支援協力店ということで、令和3年度版ですけれども、ちゃんと載せてあります。この中に、コンビニ——コンビニの名前を言っていないか、言いますけれども、セブン—イレブン、配達料、出張料ということで、セブンミールサービス、3千円以上の注文で無料配達、確かにこれは八女市みたいに広くありませんのでできるのかもしれませんが、やっぱり八女市

でもそういう買物代行、あるいは、昔は行商人といいますか、矢部の奥までも行ってありました。今ほとんどないようです。そういうことについては、八女市としては何か考えをお持ちですか。

○介護長寿課長（平 武文君）

お答えいたします。

我々のところで今、介護保険事業でございますが、生活支援体制整備事業といったものに取り組んでおります。

この事業は、地域の困り事を支え合いのやり方で、そういった体制を整備して解決しているという事業でございますが、地域の困り事の中に買物の不便さというのがございますので、社会福祉協議会に協力していただいて取り組んでおりますが、現在、その事業の成果といたしましては、例えば、矢部地区で、ゆいのもりの公共施設の一部を臨時店舗として運営していただいておりますが、これには地域の移動販売業者さんの御協力をいただいておりますし、また、立花地区の辺春では、民生委員・児童委員さんの御協力をいただいて、買物支援の地図作りといったところに取り組んでいただいているところでございます。

それに、最近新しいところでございますけれども、生活支援ボランティア、社会福祉協議会の生活福祉ボランティアの皆さんと、イズミグループ、ゆめタウン八女でございますけれども、こちらに御協力いただいて、カタログを使った買物代行でございますとか宅配といった事業も開始しているところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

今、ゆいのもりと、これは矢部だろうと思います。そこまで行くのが困難な方のことも考えなくちゃいかんわけですよ。確かにゆいのもりで店をしています。そこまで行くのが困難な方です。行ける方はいいんですよ。行けない方、買物をしたいけれども手段がないと。

先ほど言いましたように、テレビでは確かにセブンイレブンが中山間地で宅配しているものも見ます。ところが、矢部、星野にはコンビニがありません。上陽、黒木にはあります。立花にも3店ありますけれども、やっぱりそういうところ、そこにも住んであるわけですが、生活してあるわけですよ。テレビを見られれば、ああ、ああいうのを食べたいなと思っても買いに行けない、買いに行く手段がないと。

できるかどうか、1つ提案ですけれども、矢部庁舎、あるいは星野庁舎の中にコンビニを入れるとか、ニュースでやっておりましたけど、郵便局には入ったそうです。そういうこと、何のそういうことでくっかいち思えばそれですけども、そういうコンビニ、八女市にはセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップとあります。話してみれば、いいですよというところがあるかもしれません。そういうお話は恐らく今までなされたこと

はないと思いますけれども、いかがですか。支店長とかそういう方を集めてどうですかと、駄目元ですよ。そこんにはいかがですかね。それについてはどなたでしょうか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

コンビニとか、そういう商店を誘致したらというお話だと思います。

実際申し上げますと、各地域でもまだ実際的にお店を運営されている事業者さんがおられます。ですから、そういった各地域に残っている事業者さんのバランスも考えると一概に、じゃ、外部から事業者を入れて、そこに出せばという話は、もともと残っている事業者さんとの関係もありますので、なかなか難しい部分が出てくるんじゃないかなと思っております。

ですから、その辺は一つの案としては考えられるんだろうと思いますけど、慎重な進め方が必要になってくると考えております。

○10番（牛島孝之君）

全ての売場をコンビニにする必要はないわけですよ。コンビニの一部に地元の小売店舗さんが入ってもらおうとか、あるいは生産された野菜をそこで売るとか、そういうことも考えればできるわけですよ。やっぱりそういうことを本当にしないと、できるできないじゃなくて、努力ですよ。努力してみて、声をかけてみて、話合いをしてみて、駄目なら駄目でいいじゃないですか。

ただし、今、マイナンバーカードを非常に八女市は進めてあります。マイナンバーカードの利点は何か。5時15分に庁舎は閉まります。それ以降でも住民票、戸籍謄本、あるいは印鑑証明が取れますよと言ってあります。ないところはどうしますか。取るのに下ってこにやいかんですよ。だから、そういうサービスも含めてですね。できるできないは別問題です。努力をしたらいかがですかということを行っているんです。ぜひ努力をお願いいたします。もうこれ以上は言いません。

やっぱり行政というのは、一つ一つ積み上げるのも必要でしょうけれども、考えの転換でやってみよう。せつかく国がマイナンバーカードを進めておる、この便利さは何か。5時15分以降でも取れるんだと。だから、マイナンバーカードを進めているじゃないですか。ぜひそういうことを考えてくださいよ。できるできないは別の問題です。よろしく願います。

次に、教育問題としてお聞きします。

将来の八女市内の公立小中学校の再編について、どのように考えてあるのか、まずお聞きします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

将来の学校の再編等につきましては、基本計画、基本構想にのっとり進めてまいるとい

う答弁どおりでございます。

○10番（牛島孝之君）

進めていくということ、それはそれでいいですけども、昨日、教育長が言われました不登校特例校、今朝から見ましたけれども、九州では鹿児島県日置市にしかないようです。非常にこれはハードルが高いみたいです。

次にお聞きします。

校舎建設に合併推進債は使えるのか、いかがですか。

○財政課長（田中和己君）

財源に関わることで、私のほうから御説明させていただきます。

教育長の答弁にもございましたとおり、教育施設への環境整備等に係る財源については、制度上は合併推進債の対象とはなっております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

総務省より通達が出ました。令和6年度までに建っとかにはいけないのか、令和6年度までに実施設計が終わっておればと。これは校舎にも該当しますか、いかがですか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

対象とはなりません。ただし、合併推進債につきましては、財政課の考え方としましては、もっと有効的な市債等がございますので、例えば、過疎債とか、そちらのほうの活用になるんじゃないかと捉えております。

ただし、いずれにしても借金になりますので、財政運営上ちゃんとマネジメントを行いたいというふうに考えております。

○10番（牛島孝之君）

学校教育課長にお聞きします。

9月議会でお聞きしました。ある義務教育学校予定といいますか、その中で、新校舎の建築等を考えた場合、最低2年間は時間を要すると思われるので、令和6年度義務教育学校開校を目指す上でもと書いてありますけれども、これは合併推進債が分かった上で新校舎建築ということを一—こういうことはどなたが言われたわけですか。失礼けれども、地元の校長あたりがこういうことが分かりますか。誰がこういうことを進めたのか、大本は。当然、学校の職員というのは県職員です。県の教育長からの指導なのか、あるいはもう一つ上の文科省からの指導なのか、あるいは八女市の教育委員会として、合併をすると、統合するということをどなたが最初に言い出したわけですか、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

県とか国とか、そういうところからの指示等はございません。

今議員がおっしゃられたような内容の言葉というのは、私どもは誰が言われたのかは存じ上げませんけれども、少なくとも私どもは協議会に参加をさせていただいた折に、地域での協議会ですから、教育委員会のほうからこうしてくださいとか、こう予定していますとか、そういうことについては一切申し上げることはできないと申しております。

○10番（牛島孝之君）

では、この義務教育学校に持っていくということは、地元の中学校の校長の発案ですか、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

地元の校長先生がどのようなお考えなのかということにつきましては、私どもは正式に伺ったわけではございませんので把握はしておりませんが、多くの方々の御意見の中にそのような御意見があるということは、協議会の中でそういう話があるということは伺っております。

また、中学校のほうにおきましては、とにかく人が削られていく、数年後には定数が4人ほど減るということで、危機感を物すごく持っているということについては存じ上げております。

○10番（牛島孝之君）

それこそ八女市の小中学校の再編、ある地区において協議会がまた、それは今言ったところは別のところですが、実際ありますか、ありませんか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

あるところ、今2地区、そういう話があるというのは聞いております。

ある地区につきましては、7月に第1回の会を開くということでお知らせをいただいております。そのところにおきましては、協議会のメンバーの方々はこちら予定していると。その話とか、協議会はこのような手順で話を進めていきたいと思っているという計画とか、そういうことについてお話を伺っております。

もう一地区につきましては、私どもは正式に発足しているとは考えておりませんが、地域の中で協議会という名称で、勉強会のような位置づけで協議をしてあると。学校教育課も相談に乗ったことがあるということではございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

教育長にお聞きします。

昨日の森議員の資料の中で、義務教育学校を導入している県下の自治体名及び学校数ということで、自治体は4自治体、八女市だけが2校ありますので5校と。小規模特認校を導入している県下の自治体及び学校数、16自治体、26校。福智町が両方してあるようです。

小規模特認校、学校教育課長あたり、教育委員会が言われるのは、要するに複式になる、子どものクラス替えがないと。これは悪いこととは思いませんが、何か合併すればいいということと言っておられますけど、私は今の日本であれば、小規模であっても教育ハンディーはないと思います。それについては教育長どういうお考えですか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

昨日も申しましたように、大規模校であるから悪いとかいいとか、小規模校だからいいとか悪いとかということじゃなくて、それぞれのメリット、デメリットがあるかと思います。

ただし、昨日も申しましたが、小規模校と、いわゆるごく小規模校ですね、複式が存在する小規模校、同じ小規模校の中には入るんでしょうけれども、またちょっと違う面があるかと思います。

例えば、今、複式学級が2つある学校を例に取ってみますと、基本的には2学年が一緒に勉強するわけですから、今は市からの少人数の配置等々もあって、あるいは支援員さんの配置等もあって、2つに分けて授業をやりくりして、していただいています。ただ、算数に限っては一緒に授業をしてあります。これは何遍も私見ましたけれども、先生の力量が相当要ります。それと、2学年一緒ですので、普通考えたらどうしても半分の時間しかその学年の子どもには当たれない。力量のある先生であれば、3分の2ぐらいの授業ができるであろうと、関わりができるだろうと。

そういったことを考えたときに、もちろん一人一人に当たれるというよさはありますが、子を見れるというメリット、そういったこともありますけれども、よりよい学習環境が子どもたちに提供できるのであれば、そちらを考えるとということで、複式になった場合、基本構想の中にも書いていますけれども、複式になった場合には考えていきたいと思います、検討しましょうということを進めさせていただいているところです。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

学校教育課、あるいは教育委員会から主導はしていませんということで答弁はいただきますけれども、私は逆に、教育委員会、学校教育課が陰の主導じゃないかと思っております。でないと、そういう小さなところまでは保護者は分からないわけですよ。確かに、複式げな、1年、2年一緒げな、3年、4年、そこまでは分かりますよ。ばってん、義務教育学校に

なったとき、統合したときのメリット、今、教育長が言われたように、3分の2しかできない、それがちゃんとできると。それを言われれば、やっぱりそっちのほうに保護者はなびくわけですよ。

やっぱりそこら辺は、教育というのは、多人数とは言いませんけれども、複式解消できたからちゃんとした教育ができる、私は複式であってもちゃんとした教育はできると思っております。その点については、主導権は地元の保護者会、あるいは校長なのか分かりませんが、学校教育課としてはそれについて助言、今度は何か助言とありますけれども、そうしませんかということで全然動かされたことはありませんか、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

学校教育課の推進の仕方につきましては、先日から申し上げておりますように、基本構想に書かれているとおりなんですけれども、というのは、矢部のときも同じやり方でございます。

まず、第1ステップとして、地域のほうで御検討いただく、第2ステップとして、協議会、あり方検討委員会で、教育委員会と、地域と、それと市議会の代表の方と、3者入りまして協議を重ねていく。そして、その後、第3のステップとして総合会議等で検討し、承認し、最終的には市議会の承認という方向で行くということは以前からやっております。ですから、そのことについて、矢部と同じやり方で今回も進めているということです。

また、校長先生あたりがどうかという先ほどのお話につきましては、協議会のほうに私、3度ほどお邪魔しております。そのときに、メリット、デメリットとはどうなのかとか、いろんな地域の皆さんが疑問に思われていること等の御質問もございました。その折に、委員会のほうから説明に来てくれないかという依頼があっております。そのときに、私どもが質問に答える、御回答をさせていただいておる、そのときに校長先生とか学校関係者もいらっしやるということでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

財政課長にお聞きします。

校舎新築、当然予算を伴います。合併推進債は使えるかもしれませんが、普通どのくらい、アバウトですけども、上陽の北浜、あるいは清流学園、改修にどのくらいかかりましたか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

私の記憶が正しいかどうかは分かりませんが、概算で3億円から4億円程度の改修費用に

はなっていたかと記憶しております。

以上です。

○教育部長（原 信也君）

今、財政課長から答弁をいたしましたけれども、私はそのときの資料を持っておりまして、ここで申し上げさせていただきますが、上陽北浜学園の改修が、工事費計が247,000千円、矢部清流学園につきましては256,000千円。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

今言われました247,000千円と256,000千円、有利な過疎債を使うということをちょっと言われましたけれども、私は過疎債というのは、本当に過疎地域、中山間地域のために使うべきだろうと。先ほど言われましたテレビの共同アンテナ、そういうとにこそ使うべきではないかと思っております。確かに、上陽町が合併したときに過疎債を使えるようになりましたけれども、やっぱりそういうとに使うべきじゃないかと。これは私の個人の意見でございます。

不登校の児童生徒数、原因というのはどのようなものがありますか、分かってありますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

不登校の原因の調査につきましては、月例報告というのが各学校から毎月上がってまいりますけれども、それによって把握をしておるところです。これは文科省が全国一斉、統一して調査をかけているものでございますので、14の原因の中からその子の主たる要因というのを選んでいくと。複数回答もあるということですが、内容としましては、1がいじめ、2がいじめ以外の人間関係、3が教職員との関係、4が学業不振、5が進路に係る不安、6がクラブ、部活動への不適應、7が学校の決まり等をめぐる問題、8が入学、転入学、進級時の不適應、9が家庭生活の急激な変化、10が親子の関わり方、11が家庭内の不和、12が生活リズムの乱れ、遊び、非行、13が無気力、不安、14が上記に該当なし、以上の14項目の中で原因を振り分けるといふか、一番近いものを選んでいくということでございます。

○10番（牛島孝之君）

いじめという捉え方が非常に難しいと思うんですよ。死亡事故がありました、事件がありました、学校側としてはいじめはなかったという対応ですけども、本人から言わせれば嫌なことがあったと、アンケートに書いておったと。これがいじめなのかどうかははっきり分かりませんが、やっぱり今はSNS、そういうのが非常に発達し過ぎまして、速やかに情報が流れると、それが嫌だったと。それは本当はどこまであるのか分かりませんが、やっぱりそういうことをきちっとしないと、昔と違いまして今非常に情報が早いから、嫌なもの

は嫌だと。いじめというのは、受けたほうがいじめと言えばいじめになるわけですね。難しいことですが、そげんです。昔はじゃれ合いよったと、俗に言う、八女弁で言うと、ぞうぐりしよったと。それが片方からすれば、いじめと取られればいじめです。学校の先生も非常に難しいだろうと思います。

だから、そういうことをきちっと原因を把握して、それと各小中学校、特に中学校にお願いしたいんですけれども、どんな小さなことでも速やかに教育委員会に上げなさい、学校教育課に上げなさいと、知っていますかということで耳に入るわけですよ。いいえ、上がっていませんと、それじゃ困るわけですよ。

それと、同僚議員が聞かれましたけれども、いろいろな——ある中学校でありました。解決したのか解決しなかったのか、最終的にどうなったのか、まだはっきり委員会のほうには連絡がございませんけれども、恐らくどこかであると思いますが。

それと、いじめ問題連絡協議会、1年に何回やっていますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

定期的なものは2回、そして、必要に応じてやるということでございます。

○10番（牛島孝之君）

青少年育成市民の会ということで私も1回出席しました。見えておったのが児相、警察、法務局。失礼だけれども、法務局とか警察は事件、事故が起きてからの対処です。それ以前が必要なわけですよ、どっちか分からないけれどもと。

そして、お願いしたいのは、今からでもそうですけれども、その中に議員は誰もおりません。私は議員という立場で行きましたけれども、青少年育成市民の会の会長として行きましたが、学校は総務文教委員会の所管です。やはりそこに総務文教委員会の委員長なりを入れるべきではないかと。ところが、そのとき言われたのは、定数が決まっていますと。定数は変更すればいいわけですよ。増やすことはちゃんと増やせると思います。地元で一番身近におるのは議員ですよ。今のままではその人が出席もできない。これはぜひ検討してくれんですか。必要だろうと思います。ただ、検討というのは、時間をゆっくりかけてくださいとは言いませんので、できることですから、定数を変えればいいわけですから、よろしく願います。

それと最後に、あしたば、小中学校の児童生徒は確かにおりますけれども、小中学校、要するに、義務教育学校のもう一つ上の方たちが行くところがありますか。仮に高校生が行くところ、あしたばみたいなものはありますか、ありませんか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

昔、適応指導教室という名称で言われていることもありましたが、そういうところにつきましては私、正確には存じ上げておりませんが、高校生がそれなりに高校のほうから一緒に考えられて対応していただいていると思っております。

○10番（牛島孝之君）

不登校の定義ということで頂いております。不登校とは、年間30日以上欠席と。欠席扱いは、失礼ですがけれども、私の子どもが中学校に行っていたときに、とにかく4時までに来なさいと、そしたら欠席にはなりませんよと堂々と言われた教師がおります。今でもそうですか、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

通常、学校があつている間に来れば遅刻という扱いをせざるを得ませんので、そのように学校は処理していると思っております。

○10番（牛島孝之君）

約20年以上前ですから、今はあつていないことを信じております。もしそういうことを言っている教師、聞いたらすぐ言いに行きますので。こういうことは間違っても言いなさんなど。その子はそのことによつて、その後、不登校になりました。来なくてもいいんだよと、卒業できるよと、その当時の教師はそこまで言ったわけですよ。あんたは4時まででよかよと。ところが、3年になったら、来んでも卒業できるもんねと。一番言つてはいけない言葉ですよ。どうにかして来なさいよと。それは来れない子もいますよ。それでも教師として一番言つちゃいけない言葉をその教師は言いました、卒業できるからと。本当に子どものことを考えれば、間違つてもそういうことは言わないように、ぜひ指導をお願いいたします。

いろいろ聞いてまいりましたけれども、教育問題、学校の統廃合、学校というのは地域の文化の拠点であります。義務教育学校における統廃合、いいか悪いかは確かに地元の方が決めればいいことかもしれませんが、私は小規模特認校でもいい、複式でもいい、本当に子どもたちが伸び伸びとできれば。それは教師はきついかもしれませんよ。それでもやっぱり本当に子どもたちが生き生きと学習ができるような学校を、教育委員会、学校教育課にはよろしく願い申し上げます。

交通弱者、買物弱者については、速やかに地域の方のために対処をお願いいたします。できることはやってみましょう。それだけです。

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会期日程に従い、明日 9 日は議案審議を行います。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時30分 散会